

宮崎大学大学院 健康科学研究科 心理科学専攻（修士課程）

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性.....	2
2. 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か	14
3. 専攻の名称及び学位の名称.....	14
4. 教育課程の編成の考え方及び特色.....	15
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	24
6. 心理実践実習	29
7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合.....	34
8. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施	37
9. 取得可能な資格	39
10. 入学者選抜の概要	39
11. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色.....	43
12. 研究の実施についての考え方、体制、取組.....	43
13. 施設、設備の整備計画	45
14. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的な計画.....	46
15. 管理運営	46
16. 自己点検・評価	48
17. 情報の公表	49
18. 教育内容の改善を図るための組織的な研修等.....	51

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 社会的背景

① 高度な専門性を有する心理支援職の必要性

わが国における心理支援が必要となる諸問題は、ストレスに関連したメンタルヘルス不調や精神的な障害（うつ病、不安症、自殺、PTSDなど）、発達・教育上の問題や障害（自閉スペクトラム症や注意欠如・多動症などの発達障害、いじめ、不登校、引きこもり、非行など）、周産期や子育てに関する問題（妊娠、出産、育児、虐待など）、就労関連の問題（ハラスメント、長時間労働、不眠、休職など）、高齢化に伴う問題（認知症、退職後の生活不安、介護問題）、自然災害や犯罪被害に関わる心のケアなど、多岐にわたる。とりわけ、保健医療分野において心理支援職に求められるニーズは、従来の精神障害や心身症患者への心理療法にとどまらず、周産期医療と母子支援、がん疾患等の緩和ケア、認知症患者やその家族に対するケア、遺伝子医療における遺伝子カウンセリング、生活習慣病などの慢性疾患患者に対する心理教育など、複雑かつ多様化している。これらの問題には、多職種が連携したチーム医療による対応が求められる。

保育や教育における心理支援においても、保育士や教員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働や、学校と医療・福祉等の関係機関との連携、すなわち「チーム学校」による取り組みが重視されている。このようなチーム医療やチーム学校において活躍が期待される心理支援職が公認心理師である。

公認心理師は、2017年施行の「公認心理師法」に基づく心理支援職唯一の国家資格であり、（1）心理支援が必要な人の心理状態のアセスメント、（2）心理支援が必要な人への相談及び助言、（3）心理支援が必要な人の関係者に対する相談及び助言、（4）心の健康に関する教育及び情報の提供を仕事とする。法施行以降、公認心理師は着実に拡大しており、2025年3月末時点の登録者は73,743人である。このように資格保持者の人数は伸びている一方で、精神疾患患者は増加し続けており、令和6年度版厚生労働白書では、精神疾患を有する外来患者数は過去最多と報告されている。このような状況を鑑みると公認心理師が十分に足りているとは言い難い。また、公認心理師の勤務地域に関しては地域差が大きく、地方における公認心理師の需要と供給のアンバランスが大きい状況がある。

つまり、上述したような複雑かつ多様化した心の問題が深刻化している社会状況においては、公認心理師を着実に養成することが求められる。特に、地方における公認心理師不足の問題解決に貢献し、国民の心の問題の解決に寄与できる確かな専門性を有する公認心理師の育成は、地方国立大学の使命の一つであると言える。

② 宮崎県の課題

宮崎県が直面している心の健康問題は深刻な状況にある。令和6年の自殺死亡率は、全国で11番目に高く、九州では1番高い。また、過去10年間11位を下回ったことはなく、令和5年は全国2番目、令和4年は3番目に自殺死亡率が高い状況にある。そのため、自殺の危険因子であるうつ病をはじめとする精神疾患の早期発見・早期対応が重要視さ

れている。特に、保健医療現場ではうつ病などの患者に適切な心理支援を提供することのできる人的リソースや心の健康教育を実施することのできる人的リソースに対するニーズが高くなっている。また、生活習慣病のリスク要因である肥満度や飲酒率は全国平均を大きく上回っていることから、食事や塩分摂取量、喫煙、飲酒等の制限及び運動習慣の促進などの生活習慣の改善に向けた様々な施策が実施されている（健康みやざき行動計画21（第3次），2024）

教育面においても多くの課題が指摘されている。いじめ認知件数は、小・中・高等学校等共に全国平均より高い割合で推移している。不登校については、小・中・高等学校等共に全国平均より低い割合で推移しているものの増加傾向にあり、特に小学校における増加が著しい。加えて、不登校の児童生徒のうち、学校内外の支援を受けている児童生徒の割合が半数程度であることも課題視されている。特別支援学級の在籍児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数も全国傾向と同様に増加の一途をたどっていることから、特別支援教育を推進する必要性も高まっている。

その他、今後30年以内に発生すると予測されている南海トラフ地震のような大規模災害時の多職種連携による心のケア、過疎化による孤立や孤独といった高齢者や障害のある人々の心の問題に対応できる人材確保も重要な課題となっている。

しかし、宮崎県内には、公認心理師受験資格に必要な学部のカリキュラムを履修することのできる大学が1校あるだけで、修士課程のカリキュラムを履修することのできる大学院がない。そのため、公認心理師を志望している学部卒業生は、県外の大学院に進学せざるを得ない状況がある。その結果、宮崎県に登録している公認心理師は、令和7年9月末日時点で435人と全国ワースト9位、西日本では最も少なく、人口10万人あたりの登録者数も全国ワースト7位といったように、専門的な知識や技能に関するトレーニングを受けた心理支援職が著しく不足している。実際、子どもが抱える心の問題に対応する専門家としてスクールカウンセラーの役割が期待されているが、全国では9割程度が公認心理師や臨床心理士などの専門資格を有するスクールカウンセラーが配置されている。一方、宮崎県の令和6年度の有資格者のスクールカウンセラーの配置状況は60%程度になっている。保健医療分野に関しても同様に、令和5年度の病院で雇用されている公認心理師は100床あたり0.23人と、全国平均（0.31人）と比べると非常に少なく、全国ワースト6位という状況にある（e-Stat（政府統計の総合窓口）令和5年医療施設（静態・動態）調査）。

以上のことから、宮崎県民の心の健康課題は深刻化かつ多様化しているにもかかわらず、それに対応できる心理職の絶対数が不足しており、県民の心の健康の保持促進に寄与できる心理支援職の養成が期待されている。実際、公認心理師が少ない状況を憂慮している宮崎県公認心理師・臨床心理士会や宮崎県発達障害者支援センターからは大学院の設置について強い要望が届いている。また、宮崎県・宮崎市からは実習施設の提供を協力するとの確約を得ている。加えて、学部のカリキュラムを有している九州医療科学大学からも大学院の設置に対する期待が寄せられている。そこで、看護学研究科を健康科学研究科（仮称）に名称変更し、心理科学専攻（修士課程）を新設することで、宮崎県のニーズに応える計画を立てている【図1】。

現 在			令和 9 年度以降	
研究科名	専攻名		研究科名	専攻名
看護学研究科 (修士課程)	看護学専攻		【名称変更】 健康科学研究科 (修士課程)	看護学専攻
				【新 設】 心理科学専攻

図 1：大学院健康科学研究科心理科学専攻の設置構想

③ 現代の心理支援職に求められる資質・能力に関する課題

現代社会における心理的支援を要する問題は、メンタルヘルス不調、発達・教育上の問題、高齢化に伴う問題、災害や犯罪被害に関わる心のケアなど、複雑かつ多様化している。例えば、保健医療分野におけるニーズは、従来の精神障害や心身症患者への心理療法に留まらず、周産期医療と母子支援、がん疾患等の緩和ケア、認知症患者やその家族へのケアなど、広範な領域に拡大している。これらの複雑な問題に対応し、被支援者の生活の質の向上や生きる喜び、再発予防に貢献するためには、多職種が連携したチーム医療やチーム学校による取り組みが重視されている。公認心理師法においては、保健医療、福祉、教育等が密接に連携し、総合的な支援を提供するよう連携を保つことが明確に義務付けられているところでもある（公認心理師法第 42 条）。

現代の心理支援職には、国民のウェルビーイング促進に貢献する資質・能力が求められているが、そのためには、効果を実証されている心理支援の理論と技法に関する最新の知識を学ぶことが必要である。加えて、自身の支援実践の成果・効果に関するエビデンスを確認し、省察することで、臨床実践力の向上を図ることが求められる。すなわち、科学者—実践家モデルの理念（科学者としての客観的知識や研究能力と、実践家としての実務能力や人間性の両方を兼ね備えた、高度な専門家の在り方を示す理念であり、心理臨床の専門家の在り方として世界的に広く浸透している。以下同じ。）に基づき、エビデンスに裏付けられた実践を展開することのできる資質・能力が必要であると言える。

しかし、従来の心理支援者養成教育において、科学者—実践家モデルの理念に基づき、エビデンスに裏付けられた実践が可能になるための教育が十分に行われているとは言い難い。実際、伝統的な心理療法に関しては、（１）技法選択が支援者の経験に依存する側面が大きい、介入の標準化が困難や効果の再現性が低い。（２）人間の内面の洞察を重視し、心理的問題の背景を過去経験に求める傾向の強い心理療法においては、現実の問題解決に直結する具体的対応が難しいことがある。（３）体系的な実証研究の蓄積が十分ではなく、介入効果のエビデンスが不足しているため、①支援方針や支援に要する時間や費用などが明確にできず、クライアントへの説明責任を十分に果たすことが難しい。②効果的な心理支援の社会実装の妨げになっている。③多職種連携が進みにくい、などの課題が指摘されている。以上のことから、従来の心理療法が抱える問題点を認識しつつ、国民のウェルビーイング促進に貢献するためには、科学者—実践家モデルの理念に基づき、エビデンスに裏付けられた実践に必要な資質・能力を高める専門的な教育が求

められる。

このような教育を展開するためには、科学者—実践家モデルの十分な理解を育むことが必要である。科学者—実践家モデルが重視していることの一つに深い人間理解がある。したがって、被支援者の尊厳を重視し、対等な人間として寄り添う人間性や倫理観を身に付ける教育が必須となる。また、認知行動療法のような効果に関する科学的根拠が蓄積され、再現性の高い心理支援を行うための理論的理解と技能形成も必要である。加えて、自身の心理支援の実践の省察と改善に向けて学び続けることができるように、エビデンスを確立するためのプロセスを理解し、自身でエビデンスを確立できるよう研究スキルが求められる。そして、これらの科学者—実践家モデルを重視した大学院での教育での学修成果を基盤とした心理支援の実践は、多様な理論とアプローチを有する他の援助職の考えを尊重した円滑な連携を可能にし、コミュニティーレベルでのウェルビーイング向上を実現させる協働につながることを期待される。

(2) 設置の必要性

① 大学のビジョンにおける位置付け

宮崎大学は、「世界を視野に、地域から始めよう」というスローガンを掲げて、宮崎地域の主軸高等教育機関として、教育、研究、国際化、医療、地域連携の重点5領域で地方創成を牽引している。宮崎大学未来Vision for 2040では4つの方針を策定している。

教育の方針は、「育む：宮崎に学び、地球規模で考え、未来を切り拓く人材を養成する」であり、その下に5つの戦略を設定している。また、第4期中期目標期間中に取り組む事項として、医療の地域偏在の問題を見据えて、「医師等の地域医療従事者の教育・研修体制の充実に向けて、本学と県内医療機関との連携による卒前・卒後の一貫した地域循環型教育体制の構築」を挙げている。医学部看護学科では、令和4年度に「ひむか看護実習Ⅰ」を新設し、その一環で宮崎県の特徴的な地理や文化の中で暮らす人々の生活と、その人々を支える多様な地域資源・ネットワーク（互助）の実際を知り、中山間地域に暮らす人々の生活上の課題と健康とのつながりを考える体験的な学びを展開している。

現在の大学院看護学研究科は看護学専攻の1専攻2コース（研究者育成コース、実践看護者育成コース）から成り、研究者育成コースの教育・研究領域として地域・精神看護学領域を設置している。この大学院看護学研究科を大学院健康科学研究科と名称変更し、そこに心理学専攻を新設して2専攻構成にして、公認心理師の養成に取り組むことは、地域医療従事人材育成の機能強化につながると言える。これは、「異分野融合による総合知を有し、新たな時代を牽引できる高度専門人材の育成（大学院）」の戦略とも合致する。

研究の方針は、「拓く：次代を担う研究で、地域の健康・安全と宮崎発の産業を先導する」であり、その下に4つの戦略を策定している。その戦略の一つが「命を預かり、健康と生活を支える中核拠点としての、地域全体のQOL向上への貢献」である。また、第4期中期目標期間中に特に推進する3つの研究の柱の一つが「健康寿

命日本一に向けた異分野融合研究」である。そして、この研究の柱の下に「精神神経障害の研究と自殺防止」、「生活習慣病及び血管・循環器疾患の予防と治療に関する研究」、「がん・難治性疾患の予防と診断・治療に関する研究」、「超高齢化社会における認知症予防等心身機能の維持・回復によるQOLの向上」などの研究プロジェクトが動いている。これらのプロジェクトは、医学や看護学に心理学などが参画した異分野融合研究によって新たな知見と社会実装の促進につながることが期待される。つまり、健康科学は本学における研究の重要な柱であり、研究の加速化・機能強化のためには、健康科学研究科に心理科学専攻を設置することが必要と言える。

② 宮崎県における必要性

令和7年1月に宮崎県公認心理師・臨床心理士会から公認心理師養成を行う修士課程の新設に関する要望書が本学に提出された【資料1】。要望書では、県内の公認心理師・臨床心理士はすでに就職して働いているため、教育や福祉領域の公的機関及び医療機関で公認心理師・臨床心理士を募集しても応募がなく、現場での公認心理師・臨床心理士等の心理職不足は深刻な状況にあること、県内には公認心理師を養成する大学院がないため、公認心理師を目指す人が県外の大学院に行くことになり、貴重な人材の県外流失が起きている状況などが述べられている。本学執行部においても、県内の心理支援者不足という状況を重大視して、同協会と意見交換を行うとともに、宮崎県知事などが出席する「宮崎県・宮崎大学連携推進会議（令和7年7月3日開催）」において、宮崎県民の心の健康や不適応、精神疾患等に対する保健医療・福祉・教育分野での心理支援の状況、公認心理師の養成や人材確保に係る課題について共通認識するに至った。また、宮崎市では、令和11年度から児童相談所を開設する計画があるが、その業務を担う公認心理師の確保が困難な状況にある。

これらの現状を把握し、協議を重ねた結果、宮崎県民の心の健康問題の解決に寄与できる心理支援職の養成を推進し、宮崎県のニーズに応えるためには、看護学研究科1専攻（看護学専攻）を健康科学研究科2専攻（看護学専攻、心理科学専攻）に再編して、心理科学専攻にて、本学医学部医学科と看護学科、教育学部、医学部附属病院がそれぞれの専門性やネットワークを生かした公認心理師の養成に取り組むことが適していると判断した。

なお、宮崎県内には、公認心理師養成に関わる4年制大学として九州医療科学大学があるが、大学院は設置されておらず、大学院に進学して公認心理師の受験資格を得ようとする学生は県外の大学院に進学せざるを得ない状況がある。このような現状について、九州医療科学大学学長が加わる協議の機会を設け、宮崎県の自殺問題、心の健康や精神疾患等の課題、今後の心理支援者養成について率直に意見交換を行った（令和7年3月3日）。そして、本学に公認心理師養成カリキュラムを有する修士課程を設置することに対して歓迎する意があることを確認した。また、県外の大学院で学んだ卒業生は、公認心理師資格を取得した後も、大学院進学先の他県で就職するため、宮崎県の公認心理師確保にはつながっていない現状も確認した。

こうした社会的要請に応えるため、研究科名称を改め、新たに心理科学専攻（修士課程）を設置し、健康科学分野を包括的に教育・研究の対象とする体制へ拡充する。これ

により、地域の多様な健康課題に対して、多面的な視点から総合的に対応できる専門職人材の育成を通じて、地域社会のウェルビーイングの向上を積極的にリードする。

③ 健康科学研究科に設置する必要性

保健医療分野での活動が多い公認心理師にとって、従来の単一職種教育体制では保健医療面に関する教育に限界があり、医学的知識を基盤とする教育体制は極めて重要となる。看護学と心理学で構成される研究科において公認心理師を養成することで、多職種連携（IPE）の高度な実践力の養成が可能になると考えられる。具体的には、看護学専攻との共同学習を取り入れることによって、互いの職業的役割の理解と多職種連携に関する理解を深化させ、チーム医療にも貢献できる人材の育成が可能となる。そこで、看護学専攻との共通科目を開設し、保健医療領域における心理と看護に共通する知識とスキルを習得することができるようにする。

また、複雑化・多様化する保健医療分野のニーズに対応するためには、被支援者を「生物－心理－社会モデル」から包括的に理解し、身体的治療とともに心理的、社会的な支援を行う必要がある。そこで、医学部医学科と看護学科、教育学部、医学部附属病院の教員による教育体制による教育を通じて、身体面と心理面の健康を統合的に捉える視座を涵養することができるようにする。これにより、深い人間理解と被支援者の尊厳への尊重に基づいた心身の健康を統合的に支援できる実践力の向上が期待される。

さらに、心理科学専攻と看護学専攻の専攻構成と多様な専門領域の教員による教育体制は、異分野・関連領域融合による研究推進も期待できる。心理科学専攻と看護学専攻の2専攻構成による心理学と看護学との連携が生み出す異分野・関連領域融合による教育・研究体制を特徴とすることで、教育面においては、①心理支援と看護ケアをつなぐ人材育成、②臨床実習・ケーススタディの質の向上などが期待される。研究面においては、①心理学と看護学の実践知による新たな研究領域の創出、②生活者視点の心理支援モデルの構築などが期待される。なお、本学には、認知行動療法を基盤とする研究者が多数在職していることから、認知行動療法の社会実装に向けた学生同士・教員同士の共同研究が加速すると期待できる。

④ 認知行動療法の理論と技法に関する学修を強化する必要性

公認心理師が心理支援業務に従事する5分野のうち、上位の活動分野は保健医療分野、福祉分野及び教育分野である。保健医療分野では根拠に基づく医療（Evidence-Based Medicine：EBM）が重視されており、福祉分野においても科学的な裏づけに基づいた介護（科学的介護）が推奨されている（厚生労働省、2026）。教育分野においても「エビデンスに基づいた学校教育の改善」が求められており、不登校対策として示された「COCOLOプラン」（文部科学省、2023）においても「エビデンスに基づきケースに応じた対応」の重要性が明記されている。したがって、保健医療、福祉及び教育の各分野で心理支援に携わる公認心理師には、科学的根拠に基づく実践（Evidence-Based Practice：EBP）に関する知識と技能を備えていることが求められる。

科学的根拠に基づく実践を重視する代表的な心理療法の一つが認知行動療法（Cognitive Behavioral Therapy）である。認知行動療法は、介入手続きの明確性と豊

富な実証研究に支えられた問題解決指向の心理療法であり、メンタルヘルスの維持・増進に寄与する理論と技法として国際的に広く活用されている。2024年3月に世界保健機関（WHO）が公表した「Psychological interventions implementation manual」においても、エビデンスに基づく心理療法の重要性が強調され、その一つとして認知行動療法が取り上げられている。また、英国国立医療技術評価機構（National Institute for Health and Care Excellence: NICE）のガイドラインにおいても、高い有効性を示すエビデンスが蓄積されていることから、認知行動療法をはじめとする認知行動理論に基づく心理支援が推奨されている。

わが国においても、認知行動療法は保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働といった幅広い実践領域で活用されている。特に保健医療分野では、令和8年度診療報酬改定において「公認心理師による認知行動療法的アプローチに基づく心理支援」が診療報酬の対象となり、その適用範囲も、うつ病等の気分障害、強迫性障害、社交不安障害、パニック障害、心的外傷後ストレス障害、神経性過食症、不眠症へと拡大された。これは、精神保健医療領域において公認心理師による認知行動療法の理論に基づく支援の有効性と社会的必要性が認められていることを示している。

以上のことから、国民の心の健康を支える公認心理師には、科学的根拠に裏づけられた心理療法に関する理論と技法を修得していることが求められる。そこで本専攻では、科学者－実践家モデルに基づき、認知行動療法の理論と技法を体系的に学修することを重視した教育課程を編成する。加えて、本専攻には認知行動理論や応用行動分析学を専門とする精神医学や心理学の専任教員を配置することから、教育・研究の両面において認知行動療法に関する学修環境を整備することが可能であり、学生の実践力及び研究力の向上に資する教育体制を構築することができている。

(3) 設置時期、入学定員

設置時期は令和9年4月とし、入学定員は6人とする。

(4) 養成する人材像

宮崎大学大学院健康科学研究科心理科学専攻（以下、「本専攻」という。）では、科学者－実践家モデルに基づいて、科学的根拠に裏づけられた心理療法の一つである認知行動療法を実践することのできる高い専門的知識と技能を修得するとともに、高い倫理観と責任感を兼ね備え、心理支援のリーダーとして地域社会の心理的課題の解決に寄与できる人材を養成する。認知行動療法の理論と技法の学修を重視する理由はp7～8に示したとおりである。具体的な人材像は以下のとおりである。

1. 心理支援業務の遂行に求められる高い専門的知識・技能・倫理観を備えた心理支援の高度専門人材
2. 科学者－実践家モデルの理念に基づき、科学的根拠に裏づけられた心理療法の一つである認知行動療法を実践することのできる心理支援の高度専門人材
3. 保健医療・福祉・教育の現場において、心理・看護・医学等の知見を活用して多職種連携によるチームアプローチを実践することで心理的諸課題の解決に寄与するこ

とのできる心理支援の高度専門人材

4. 地域における心理的諸課題の解決に向けて、研究倫理に関する素養を身に付けた上で、認知行動療法に関する理論研究や実践研究を推進し、その成果を国内外に発信する能力を備えた心理支援の高度専門人材

修了後は公認心理師として主に宮崎県内の医療機関や教育機関、児童福祉法に基づく福祉施設等に勤務、また、公務員試験を受験し児童相談所や少年鑑別所といった公的機関への勤務を想定している。

(5) 専攻の特色

本専攻は、心理科学専攻と看護学専攻の2専攻から構成される健康科学分野の教育研究組織であり、公認心理師という心理支援職の国家資格を有する高度専門人材を養成することを目的としている。従来の心理療法は、支援者の個人的経験や熟練度に依存した支援が展開される傾向が強く、介入技法の標準化と効果の再現性に課題があることが指摘されてきた。また、効果検証のための実証研究の蓄積が十分とはいえず、介入目標や手続きが明確化されにくいことから、説明責任や多職種連携における情報共有の困難さも課題として挙げられている。

本専攻では、これら従来の心理療法が抱える諸課題を踏まえ、科学者－実践家モデルの理念に基づき、科学的根拠に裏づけられた心理支援の一つである認知行動療法（Cognitive Behavioral Therapy）の理論と技法を体系的に修得することのできる教育課程を編成している点に特色がある。認知行動療法の理論と技法の学修を重視する理由はp7～8に記載したとおりである。

第2の特色として、心理学と看護学との連携教育体制と、地域の関係機関との強固な協働体制が挙げられる。これらが連携・協働することにより、①心理学と看護学との連携教育を通じて、身体面と心理面の健康を統合的に捉える視座を涵養し、深い人間理解に基づく総合的支援を可能とする実践力の向上が期待される。②保健医療分野での活躍を志す学生との共同学習を通して、多職種連携に関する理解を深化させ、チーム医療や地域包括ケアに即応し得る高度専門人材の育成が可能となる。③地域の保健医療機関、福祉機関・施設、教育行政機関等との強固な協力体制の下での実習・実践を通じて、地域社会のニーズに即応できる即戦力人材の育成が見込まれる。

第3の特色として、認知行動療法を専門とする教員で組織された教育・研究体制と、医学部や教育学部等が保有する教育リソースの積極的活用を上げることができる。すなわち、認知行動療法に関する優れた研究業績を蓄積している教員、ならびに保健医療・福祉・教育といった諸領域において認知行動療法の理論に基づく高度な臨床能力を発揮する教員によって組織された教育・研究体制は、地域社会のニーズに的確に応える公認心理師の養成に寄与するのみならず、新たな時代のウェルビーイング向上に資する理論的・実践的イノベーションの創出を可能にするものである。

以上の特色を有する本専攻を健康科学研究科に新たに設置することで、心理学と看護学の連携教育に根差したヒューマンケアに関する深い理解と、認知行動療法の理論と技法を多様な心理支援の現場に応用し得る高度な実践能力を備えた人材を養成することがで

き、地域社会のウェルビーイングの向上に大きく貢献することができると考える。

(6) ディプロマ・ポリシー

本専攻の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定める。

本専攻では、科学者－実践家モデルに基づいて、科学的根拠に裏づけられた心理療法の一つである認知行動療法を実践することのできる高い専門的知識と技能を修得するとともに、高い倫理観と責任感を兼ね備え、心理支援のリーダーとして地域社会の心理的な課題の解決に寄与できる人材を養成する。そのため、本学が規定する修業年限以上在学し、以下の素養を身につけるとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けて修士論文審査及び最終試験に合格した学生に、修士（心理学）の学位を与える。

- DP1. 心理支援に関連する諸理論を基礎とし、認知行動療法の専門知識・技能を有し、論理的思考力と高度な問題解決能力をもって心理的諸課題を分野横断的に探究し、心理支援の場に還元することができる。
- DP2. 地域特性に柔軟に対応しながら、保健医療・福祉・教育の心理支援の現場において、心理・看護・医学等の知見を活かして多職種連携によるチームアプローチを実践することができる。
- DP3. 研究倫理に関する素養を身に付けた上で、地域における心理的諸課題の解決に向けて認知行動療法に関する理論研究、実践研究を推進し、その研究成果を国内外に発信することができる。
- DP4. 専門職としての高い倫理観と責任感に基づき研鑽を重ね続けることができる。

(7) カリキュラム・ポリシー

本専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定める。

【教育課程の編成】

本専攻の教育課程は、高度な健康科学分野の心理支援実践者にとって有益となるよう、応用性の高い専門科目と、専門教育・研究の基盤となる共通科目で編成する。

- CP1. 本専攻と看護学専攻の学生が履修する共通科目として、心理学や看護学の学修の基盤となるヒューマンケアに関する深い理解、高度な心理・看護実践の土台となる倫理観、ヒューマンケアに関する研究を推進するための研究倫理及び知識・スキルを培うための研究科共通科目を設定する。
- CP2. 専門科目として、心理支援実践者に求められる心理支援の諸理論を学び、認知行動療法に関する高い専門性を強化するための講義科目と演習科目を設定する。
- CP3. 専門科目として、心理支援実践者に求められる高い実践力と多職種連携に基づくチームアプローチに必要な協調性などを強化するための実習科目を設定する。
- CP4. 専門科目として、認知行動療法を中心に心理実践の質の向上に必要な高度な論理的思考や問題解決能力、研究倫理及び研究能力を強化するための科目として特別研究を設定する。

【教育内容・方法】

1. 各授業科目については、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、事前・事後の学習の指示、ディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、周知する。
2. 学生の能動的学修活動を促進するために学生参加型の授業を展開する。
3. 心理支援実践者としての実践力の向上を図るため、専門施設での実習を課す。
4. 特別研究では、学生の関心や状況を鑑みながら修士論文作成への指導・支援を行い、多様な視点からの指導が可能となるよう複数指導教員体制をとる。
5. 有職者が履修可能となるように一部の科目は夜間開講とし、学生の個別の事情に対応できるよう長期履修制度を設ける。

【学修成果の評価】

1. 学修目標の達成水準を明らかにするために、成績評価基準・方法を策定・公表する。
2. 各授業科目について、成績評価基準・方法に基づき、定量的又は定性的な根拠により厳格な評価を行う。
3. 学修成果を把握するために、教育活動、学修履歴、及び学生の成長実感・満足度に係わる情報を適切に収集・分析する。
4. ディプロマ・ポリシーに基づく学生の学修過程を重視し、在学中の学修成果の全体を評価する。
5. GPA制度を導入し、客観的で透明性の高い成績評価を行う。
6. 学生が学修目標の達成状況をエビデンスを持って説明できるよう学修成果の可視化を行う。

(8) アドミッション・ポリシー

本専攻の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定める。

本専攻は、科学者－実践家モデルに基づいて、科学的根拠に裏づけられた心理療法の一つである認知行動療法を実践することのできる高い専門的知識と技能を修得するとともに、高い倫理観と責任感を兼ね備え、医療機関、保健・福祉施設、教育・福祉行政機関、教育機関、研究機関などで心理実践・教育・研究ができる人材の育成を使命としている。したがって、本専攻では、次のような人を受け入れる。

- AP1. 認知行動療法を中心に心理支援に関する高度な専門的知識と技能及び実践力を身に付け、心の健康の維持・増進とウェルビーイングの向上に関心がある人
- AP2. 認知行動療法を中心に心理支援実践や研究の発展に向けて、理論的・実践的研究を推進し、科学的根拠の蓄積と社会に発信することを志す人
- AP3. 地域の保健医療分野、福祉分野、教育分野における心理支援、教育、研究を通して社会に貢献する意欲を有する人
- AP4. 高度専門職である公認心理師を志す者として、学部レベルの心理学に関する基礎知

識・技能を有している人

(9) 養成する人材像及び 3 ポリシーの関連 【資料 2】

養成する人材像と 3 ポリシーとの関連は図 2 のとおりである。すなわち、養成する人材像①「心理支援業務の遂行に求められる高い専門的知識・技能・倫理観を備えた心理支援の高度専門人材」は、心理支援に関連する諸理論と認知行動療法に関する専門的知識・技能を修得するとともに（DP1）、専門職としての倫理観と責任感を備える（DP4）ことにより具現化される。これらの資質・能力は、主にヒューマンケアに関する基盤的理解と倫理観を涵養し（CP1）、その上で認知行動療法の専門性の高度化（CP2）ならびに心理支援実践力の育成（CP3）に関わるカリキュラムによって体系的に醸成される。そして、当該分野への強い関心をもつ者（AP1）を受け入れることで、人材養成の目的を達成することが可能となる。

養成する人材像②「科学者－実践家モデルの理念に基づき、科学的根拠に裏づけられた心理療法の一つである認知行動療法を実践することのできる心理支援の高度専門人材」は、心理支援に関連する諸理論を基礎として認知行動療法の専門的知識・技能を修得し、論理的思考力と高度な問題解決能力をもって実践に還元する能力（DP1）と、保健医療・福祉・教育の現場において多職種連携によるチームアプローチを実践できる能力（DP2）により具現化される。これらの能力は、主にヒューマンケアに携わる看護学専攻や医学科の学生、ならびに教育学研究科の学生と共に学ぶ機会を得ながら、認知行動療法の理論と技法に関する体系的な学修（CP2）と実践の場において科学的根拠に基づく心理支援を展開する力を養成する実習（CP3）によって育成される。そして、認知行動療法を中心とした心理支援実践に対する関心をもち（AP1）、地域の保健医療・福祉・教育分野における心理支援を通じて社会に貢献する意欲を有する者（AP3）を受け入れることで、人材養成の目的を達成することが可能となる。

養成する人材像③「保健医療・福祉・教育の現場において、心理・看護・医学等の知見を活用して多職種連携によるチームアプローチを実践することで心理的諸課題の解決に寄与することのできる心理支援の高度専門人材」は、地域特性に配慮しつつ、心理・看護・医学等の知見を活かして多職種連携によるチームアプローチを実践する能力（DP2）により具現化される。この能力は、心理支援実践者に求められる諸理論および専門的知識の体系的な学修（CP2）と、心理支援の実践の場において協働的に心理支援を展開する実践力を養成する実習（CP3）を往還しながら育成される。また、地域の保健医療・福祉・教育分野における心理支援を通じて社会に貢献する意欲を有する者（AP3）を受け入れることで、人材養成の目的を達成することが可能となる。

養成する人材像④「地域における心理的諸課題の解決に向けて、研究倫理に関する素養を身に付けた上で、認知行動療法に関する理論研究や実践研究を推進し、その成果を国内外に発信する能力を備えた心理支援の高度専門人材」は、研究倫理に関する素養を身に付けた上で、心理支援に関する理論研究および実践研究を主体的に遂行し、その成果を社会に還元・発信する能力（DP3）を育むことにより具現化される。この能力は、ヒューマンケアに関する研究に取り組むための研究倫理に関する理解および量的研究法

(統計解析法の学修を含む) や質的研究法などの基本的知識・スキルを土台としつつ (CP1)、研究倫理や研究倫理審査の手続きに関する理解の下、認知行動療法を中心とした研究を推進する能力を養成する特別研究 (CP4) や修士論文の研究指導を通じて体系的に育成される。また、心理支援実践および研究の発展に向けて理論的・実践的研究を推進し、科学的根拠の蓄積とその成果を国内外に発信することを志す者 (AP2) を受け入れることで、人材養成の目的を達成することが可能となる。

なお、ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力を涵養するため、学部レベルの心理学に関する基礎知識・技能を有する者 (AP4) を受け入れることが前提となる。

本専攻では、これら3つのポリシーと整合した教育課程を編成し、公認心理師資格を有する高度専門人材を養成する。

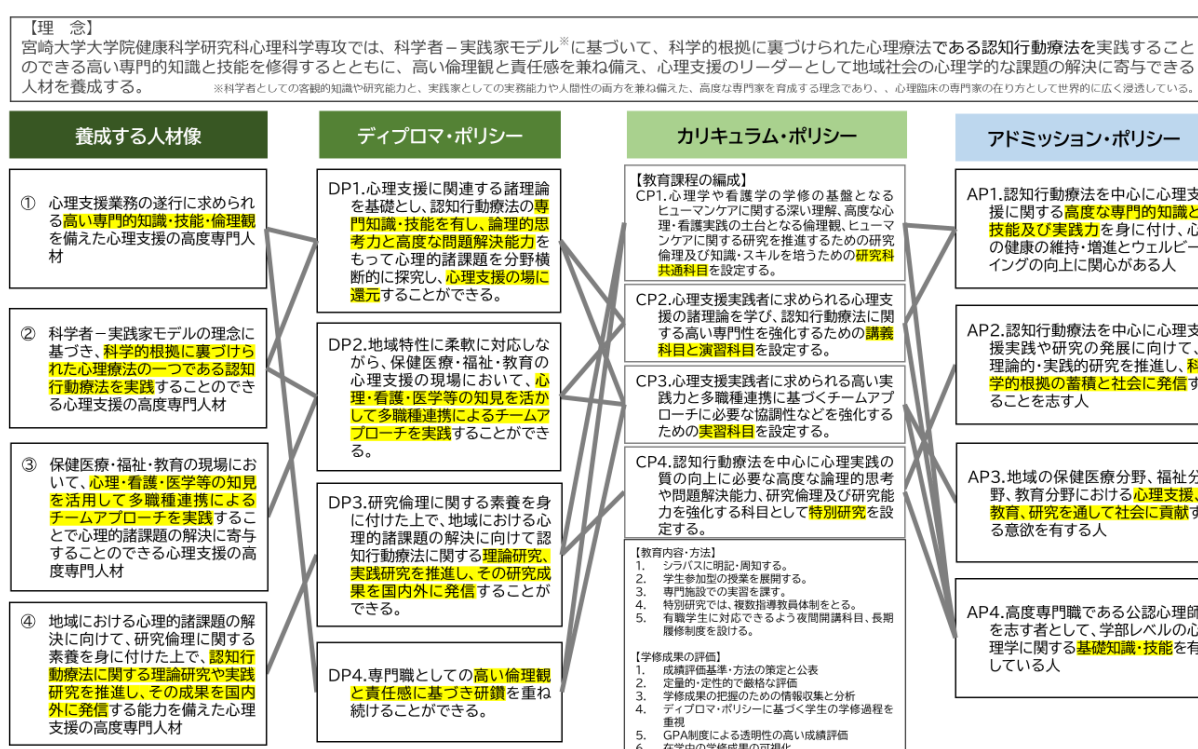


図2：養成する人材像および3ポリシーの関連図

(10) 組織として研究対象とする中心的学問分野

中心的学問分野は臨床心理学とし、特に「認知行動療法」の学修に重点を置く。認知行動療法は、介入手続きの明確性と強固なエビデンスに基づく問題解決指向の心理療法であり、メンタルヘルスの維持・増進に寄与する理論と技法のグローバルスタンダードとして位置づけられている。2024年3月にWHOが発表した「心理支援の実施マニュアル (Psychological interventions implementation manual)」でもエビデンスに基づく心理療法の重要性が強調され、その一つとして認知行動療法が取り上げられている。わが国においても、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働といった幅広い実践領域での適用が進んでいる心理療法である。特に保健医療分野では、令和8年度診療報酬改定において「公認心理師による認知行動療法的アプローチに基づく心理支援」が診療報酬の対象となり、その適用範囲も、うつ病等の気分障害、強迫性障害、社交不安障害、

パニック障害、心的外傷後ストレス障害、神経性過食症、不眠症へと拡大された。以上のことから、本専攻では、公認心理師を目指す学生にとって学修しておく必要のある心理支援は、認知行動療法であると位置づけ、その理論と技法を十分に教育・研究することのできる体制とする。

心理支援の実践分野については、公認心理師5分野の中でも特に保健医療分野、福祉分野、教育分野における心理支援の理論と実践に重点をおく。令和5年度公認心理師活動状況等調査（日本心理研修センター，2024）によると、公認心理師5分野のなかでも、公認心理師が心理支援業務に従事している主な分野の上位は、教育分野（30.5%）、保健医療分野（25.7%）、福祉分野（24.8%）である。また、医療・福祉・教育の緊密な連携の重要性は、様々な場面で強調されており、例えば、障害児者の支援については、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの重要性が指摘されている（文部科学省・厚生労働省，2018）。令和3年5月には、厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの報告が行われている（厚生労働省・文部科学省，2021）。すなわち、本専攻の特徴である多職種連携によるチームアプローチは、保健医療分野での「チーム医療」、教育分野での「チーム学校」の実現において欠かすことのできない実践力であると言える。加えて、本専攻専任教員各人の主たる専門分野は、保健医療、教育、福祉である。このように、わが国における心理支援等の方向性、修了生の想定される主な進路、本専攻の専任教員の専門性を踏まえて、本専攻の重点実践分野を保健医療分野、福祉分野、教育分野と設定し、その学修を充実させるための教育・研究体制を整備する。

2. 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か

本専攻では、科学者－実践家モデルに基づいて、科学的根拠に裏づけられた心理支援実践に求められる高い専門的知識と技能を修得し、倫理観及び責任感をもって他の職種と連携しながら地域社会の心理的課題の解決に寄与できる公認心理師の養成を主たる目的としている。そのため、修士課程までの構想としている。

3. 専攻の名称及び学位の名称

本専攻の名称は、「健康科学研究科心理学専攻」（Department of Clinical Psychological Science, Graduate School of Healthcare Sciences）とし、学位の名称を「修士（心理学）」（Master of Psychology）とする。

現代に求められる心理支援者には、①人間の心や行動のメカニズムを科学的に理解し、その変化を客観的に検証しようとする科学者としての視点と、②科学的根拠に基づいて心の健康問題や不適応問題を抱える人を深く理解しながら効果が実証されている支援理論とその技法を、クライアントの状況に合わせて柔軟に適用することのできる心理支援家としての視点という2側面を有していることが求められる。すなわち、本専攻では、「科学者－実践家モデル（Scientist - Practitioner Model）」の考え方にしたがって、

高い心理支援実践力と研究力の双方を兼ね備え、エビデンスベースドプラクティスを体現できる心理支援に関する高度専門職業人を養成するために体系的で実際的な教育・研究を展開していくという理念を表すために「心理科学」という名称としている。

英訳名称については、海外及び他大学の事例を参考に、国際的な通用性の観点から検討し、専攻名を「Clinical Psychological Science」とし、学位の名称を「修士（心理学）」（Master of Psychology）とする。英語名称に「Clinical」の語句を付したのは、「Psychology」は、基礎心理学から応用心理学まで非常に幅広い意味をもつ概念であるため、「Clinical Psychological」という語句を付すことで、本専攻が心理支援に関わる教育・研究組織であることを明確にすることができると判断した。また、「Clinical Psychological Science」という表現は、海外における大学の学科や授業科目の名称、また学術雑誌名にも使用されており、国際的にも高い通用性を有すると考える。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の考え方

本専攻の養成する人材像を実現するために、公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」に対応する専門科目（講義・演習科目、実習科目）及び特別研究科目を通じた教育課程を編成する。また、本専攻が健康科学研究科に設置される特色を踏まえ、特に保健医療分野及び教育・福祉分野における多職種連携の在り方やヒューマンケア実践や研究における職業倫理や研究倫理に関する理解を深化させるために、研究科共通科目として、看護学専攻の学生と共に学修する授業科目を配置する。加えて、講義・演習科目と実習科目の配当時期については、心理支援の理論と実践の往還が可能になるような配置とする。

(2) 教育課程

① 科目区分の設置及びその理由

本専攻におけるカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーで定める倫理観と責任感、知識・技能、実践力、研究力を修得するため、大きく3つの科目区分で構成する。具体的には、①健康科学領域の高度専門人材に求められる、身体面と心理面の健康を統合的に捉え、深い人間理解と倫理観に基づく総合的支援の基盤に関する科目、および自立的な研究遂行に必要な研究倫理と研究方法論を修得するための科目である「研究科共通科目」（計4単位）、②科学者－実践家モデルの理念に基づき、科学的根拠に裏づけられた心理支援の実装に必要な専門的知識・技能、およびその活用に必要な臨床実践力、多職種連携に求められる協調性とコミュニケーション能力を修得する「専門科目」（計32単位）、③心理的課題を発見し、課題解決に向けて計画的に取り組み、得られた結果を論理的に考察した上で、研究成果を国内外へ発信するために必要な研究倫理に関する理解と研究能力を涵養する「特別研究科目」（6単位）を体系的に履修する教育課程を編成する。

なお、②「専門科目」については、各授業の到達目標や内容に基づいて、「理論と支

援科目」「理論と実践科目」「実習科目」の3つの区分を設ける。また、カリキュラム全体を貫く理念は科学者—実践家モデルであり、その中核となる理論と技法は認知行動療法とする。

② 各科目区分の科目構成とその理由 【表1、資料3】

各科目は、公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」に対応させている。また、公認心理師としての高度な専門性及び問題解決能力を養うため、本専攻独自の科目（研究科共通科目、特別研究科目）を設置する。

本専攻の科目区分における科目構成として、公認心理師国家試験の受験資格を満たすため、「大学院において必要な科目」のうち講義と演習からなる科目を、②「専門科目」の「理論と支援科目」として7科目、「理論と実践科目」として4科目を配置する。なお、本専攻では、公認心理師の心理支援5分野のうち、特に保健医療、教育・福祉分野における心理支援の専門性の向上を図ることから、保健医療分野と教育分野に関する講義・演習科目は、それぞれ2科目ずつ開設する。また、大学院修了後に地域に貢献できる公認心理師を育成するため、教育・福祉行政機関や医療機関等で活躍する公認心理師等をゲストとして招き、現場での様々な課題や多職種連携を学べるようにする。

実習科目については、理論と実践の往還が可能になるように1年次前期から2年次後期までの全ての学期に配置する。

これらの授業科目や実習科目に加えて、リサーチマインドを持って地域社会の心理的諸課題の解決に寄与できる高度専門人材の育成及び科学者—実践家モデルを体現するという視点から、論理的思考力や科学的根拠を重要視する態度、研究倫理に関する理解と研究能力、発信力を養うため、研究科共通科目として「健康科学研究方法論」及び特別研究科目として「心理科学特別研究Ⅰ」と「心理科学特別研究Ⅱ」を配置する。また、地域の心理的諸課題の解決に貢献する心理支援者に求められる倫理観や責任感、使命感を養い、多職種連携によるチームアプローチを実行するための協調性やコミュニケーション能力を強化するために、看護学専攻の学生と合同で履修する研究科共通科目として「臨床倫理実践論」を配置する。

表1：カリキュラム一覧

科目区分	法	合同	科目名	授業形態	必修選択	単位数	配当学年・学期	担当者イメージ
研究科 共通科目		看	臨床倫理実践論	講義	必修	2	1・前	専任、 兼任
		看	健康科学研究方法論	講義	必修	2	1・前	専任、 兼任
専門 科目	✓		保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	講義・ 演習	必修	2	1・前	専任
	✓		保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	講義・ 演習	必修	2	1・後	専任
	✓		福祉分野に関する理論と支援の展開	講義	必修	2	1・後	専任
	✓	教	教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	講義	必修	2	1・前	専任
	✓		教育分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	講義・ 演習	必修	2	2・前	専任
	✓		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	必修	2	2・前	兼任
	✓	看	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義・ 演習	必修	2	1・後	専任
	✓	教	心理的アセスメントに関する理論と実践	講義・ 演習	必修	2	1・前	専任
	✓		心理支援に関する理論と実践	講義・ 演習	必修	2	1・後	専任
	✓	教	家族関係・集団・地域社会における 心理支援に関する理論と実践	講義・ 演習	必修	2	2・前	専任
	✓		心の健康教育に関する理論と実践	講義	必修	2	1・後	専任
	✓		心理実践実習ⅠA(基礎実習)	実習	必修	1	1・通	専任、 兼任
	✓	教	心理実践実習ⅠB(教育・福祉)	実習	必修	2	1・前	専任
	✓		心理実践実習ⅠC(保健医療)	実習	必修	2	1・後	専任、 兼任
	✓		心理実践実習ⅠD(産業・労働、司法・犯罪)	実習	必修	1	1・通	専任、 兼任
	✓	医	心理実践実習ⅡA(GSV・ケースカンファレンス)	実習	必修	1	2・通	専任
	✓	教	心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	実習	必修	1	2・後	専任
	✓		心理実践実習ⅡC(保健医療)	実習	必修	2	2・前	専任、 兼任
特別 研究 科目			心理科学特別研究Ⅰ	演習	必修	2	1・後	専任
			心理科学特別研究Ⅱ	演習	必修	4	2・通	専任

注1)「法」：公認心理師法第7条第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目

注2)「合同」：他研究科の学生との合同実施（看：看護、医：医学、教：教育）科目

③ 科目の配当年次の考え方【表2、資料4】

1年次前期は、看護学専攻の学生との共同学習を通して、健康科学領域の高度専門人材に求められる、身体面と心理面の健康を統合的に捉え、深い人間理解と倫理観に基づく総合的支援の基盤に関する科目、および自立的な研究遂行に必要な研究倫理の理解と研究方法論を修得するための「研究科共通科目」である「臨床倫理実践論」や「健康科学研究方法論」を履修する。

心理専門職としての基盤となる専門科目である「理論と支援科目」及び「理論と実践科目」に関しては、1年次前期から2年次前期へと段階的に履修する。なお、各専門科目の内容を鑑みながら、看護師や学校教員を目指す看護学専攻や教育学研究科の学生と合同で学習する機会を設けることで多職種連携によるチームアプローチに関する理解を促進する。

心理専門職としての心理支援実践力を養う専門科目である「実習科目」については、公認心理師法施行規則により実習時間は450時間以上と定められていることから、「心理実践実習ⅠA」から「心理実践実習ⅡC」の7つの実習として1年次から2年次の2年間を通じて実施する。

「科学者－実践家モデル」の科学者としての資質・能力（研究倫理を含む）の向上に関連する指導は、1年次前期科目の「健康科学研究方法論」での学修を基盤としつつ、1年次後期科目の「心理科学特別研究Ⅰ」から2年次通年科目の「心理科学特別研究Ⅱ」へと2年間にわたる段階的な履修を通じて実施する。

表2：カリキュラムマップ

科目区分	1年		2年	
	前期	後期	前期	後期
研究科共通科目	臨床倫理実践論			
	健康科学研究方法論			
理論と支援科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ		
	教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	福祉分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
理論と実践科目	心理的アセスメントに関する理論と実践	心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	
		心の健康教育に関する理論と実践		
実習科目	心理実践実習ⅠA(基礎実習)		心理実践実習ⅡA(GSV・ケースカンファレンス実習)	
	心理実践実習ⅠB(教育・福祉)	心理実践実習ⅠC(保健医療)	心理実践実習ⅡC(保健医療)	心理実践実習ⅡB(教育・福祉)
	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪、産業・労働)			
特別研究科目		心理科学特別研究Ⅰ	心理科学特別研究Ⅱ	

④ 各科目の内容

< 研究科共通科目 >

研究科共通科目である「臨床倫理実践論」と「健康科学研究方法論」は、CP1と関連する科目であり、看護学専攻の学生と合同で学修する必修科目とすることで、看護や心理支援の実践者として共通する地域の心と身体の諸課題の解決に貢献する支援者に求められる倫理観や責任感、使命感を涵養すると共に、ヒューマンケアに関する研究に取り組

むための研究倫理に関する理解および量的研究法（統計解析法の学修を含む）や質的研究法などの基本的知識・スキルを身に付ける。具体的な科目の内容は以下のとおりである。

ア 臨床倫理実践論

看護や臨床心理などのヒューマンケアにおける倫理的課題に対して、倫理的感受性を高め問題の同定・分析及び問題解決に向けての専門的対応に必要な倫理原則・倫理理論、道徳的スキルトレーニングの方法について教授する。臨床で遭遇する倫理的問題を含む事例検討を通して、関係者間・多職種間での倫理的調整について考察・探究できる能力を育成する。両専攻の学生は、ヒューマンケアの現場における様々な倫理的課題についてグループワークに取り組み、看護職及び心理支援職それぞれの視点について相互理解を図る。なお、本科目はDP4と関連する。

イ 健康科学研究方法論

看護や臨床心理などのヒューマンケアにおける研究の位置づけと成果を実践に還元することの意義を理解し、研究倫理に関する理解を深め、研究のプロセスを概観し、より妥当で信頼性の高い研究のために必要な量的研究法（統計解析法の学修を含む）や質的研究法などの知識・方法論について学習する。また、それぞれの研究方法を用いた研究論文のクリティークを通して、各自の研究活動の基礎とする。両専攻の学生は、各授業回のテーマに沿って設定された演習課題にグループで取り組み、ヒューマンケアに関する研究に取り組むための知識とスキルを習得する。なお、本科目はDP3と関連する。

<専門科目>

専門科目の「ア 理論と支援科目区分」と「イ 理論と実践科目区分」に含まれる科目群は、CP2と関連している。また、「ウ 実習科目」は、CP3と関連している。いずれの科目も公認心理師教育コアカリキュラム最終報告（公認心理師養成大学教員連絡協議会，2022）を踏まえた内容であり、公認心理師資格もしくは医師免許を保有し臨床経験を有する教員が講義・演習を担当する。各科目の内容は以下のとおりである。また、一部の科目については、看護学専攻、医学部医学科、教育学研究科の学生と合同で実施する。

ア 理論と支援科目（この科目群はDP1及びDP2と関連する。）

「保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ・Ⅱ」では、公認心理師として保健医療分野で心理支援を行うための基礎から実践までを体系的に学ぶ。「Ⅰ」では認知行動療法を中心とした理論と技法、医療・社会制度、多職種連携の基礎を理解し、安全で倫理的な支援能力を培う。「Ⅱ」では、精神疾患や発達・加齢、救急、緩和医療など多様な医療場面への実践的応用を深め、科学的根拠に基づく技法を用いた個別性の高い支援計画を構想・実践する力を養成する。

「福祉分野に関する理論と支援の展開」では、福祉分野における理論と実践の基礎を学び、障害・家族・認知症など多様な課題を心理社会的視点から理解する力を養う。併せて、具体的なアセスメントや心理的支援の手法について学習し、理論に基づいて支援を構想・実践する力を育成する。さらに多職種連携、制度を活用した支援方法について学習し、包括的支援の理論的枠組みと現状理解を深める。

「教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ・Ⅱ」では、学校教育現場における心理的支援を基礎から実践まで一体的に学ぶ。「Ⅰ」では、教える・叱る・面談・対人関係づくりなど教育場面での支援の理論とエビデンスを整理し、アセスメントに基づく支援構築や協働的問題解決の姿勢を養う。「Ⅱ」ではこれを発展させ、いじめ・不登校・発達障害・虐待といった教育課題に対し、認知行動療法的アプローチやコンサルテーションを活用し、チーム学校の一員として実践的に支援を展開する力を育成する。なお「Ⅰ」は、教育学研究科の学生と一部合同で実施することで、心理支援職と学校教員との多職種連携について理解を深める。

「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」では、司法・犯罪分野に関わる理論、及び公認心理師の役割、総合的支援のための多職種連携などについて基本的な知識を身につけ、実務経験を有するゲストスピーカーから実際の話の聞いたり、事例の検討や討論を通して、実際の心理学的支援を幅広く学ぶ。具体的には、犯罪加害者に対する支援（犯罪・非行の原因論、処遇モデル、アセスメント技法等）、犯罪被害者（特に性的被害・DV被害等の人為的トラウマ被害者、家事事件による要被支援者）に対する支援（司法面接、アセスメント、支援技法等）について学ぶ。

「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」では、産業・労働分野における対人支援職（公認心理師、看護師、保健師、助産師等の支援の場を想定）による心理社会的支援について、その理論・制度や法・実践の基礎を体系的に学修することを目的とする。具体的には、我が国の産業保健体制や関連法令、産業・労働分野に関連した学問領域（保健学や予防医学、行動医学）、長期病休者の復職支援、就業上の合理的配慮提供等における対人支援職の役割を理解し、産業・労働という文脈の中で適切な支援を構想できる能力の養成を目指す。特に認知行動療法および行動科学・行動医学的な理論と技法に重点を置く。なお、本科目は、看護学専攻の選択科目として位置付け、看護学専攻の学生と共に学修することで、産業・労働分野におけるチームアプローチについて理解を深める。

Ⅰ 理論と実践科目（この科目群はDP1及びDP2と関連する。）

「心理的アセスメントに関する理論と実践」では、公認心理師の業務の基本として、さまざまな心理的アセスメントを適切に実施し、心理に関する相談、助言、指導等へ応用する実践力を身につける。具体的には、知能検査や認知機能検査などの各種心理検査及び行動観察法や構造化面接法の実施体験を通じて検査手法を修得し、その結果の解釈について演習形式で学ぶ。さらに、心理的アセスメントの実施から結果の報告までのプロセスについての基本的な技能を身につけるとともに、心理相談、助言、指導等へ応用する実践力を身につける。なお、本科目は、教育学研究科の学生と一部合同で実施することで、「チーム学校」の観点から多職種連携について理解を深める。

「心理支援に関する理論と実践」では、公認心理師の業務の核となる心理的支援の理論と技法を体系的に学ぶ。科学者－実践家モデルの理念に基づき、科学的根拠に基づいた心理支援の実装方法を身につける。具体的には、認知行動療法（CBT）を中心としつつ、力動的アプローチや人間性アプローチ等の諸理論も扱い、支援対象者の特性や文脈に合わせた最適な支援方法の選択と調整（ケースフォーミュレーション）の能力を養

う。

「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」では、家族や集団、地域社会における心理的支援の理論とその実践方法について学ぶ。家庭教育やひきこもり、精神疾患、障害など、さまざまな状況に応じた支援の現状や課題を理解し、行動的アプローチや認知的アプローチに関する基本的な理論を基盤に、集団的・個別的な支援プログラムの実践演習を行う。さらに、発達段階や成育歴の違いといった支援対象者の背景を踏まえた支援の在り方や、家族やきょうだい児に対する支援についても具体的に検討し、演習・協議を通じて、家族・集団・地域社会における心理支援の理論的理解と実践能力の双方を総合的に養う。なお、本科目は、教育学研究科の学生と一部合同で実施することで、「チーム学校」の観点から多職種連携について理解を深める。

「心の健康教育に関する理論と実践」は、心の健康増進を図り疾病や不適応の予防につながる支援の考え方について学ぶとともに、実践のための認知行動療法に基づいた具体的な技能を身につける。さらに、生涯発達に沿った代表的な心の健康教育の内容を理解する。そして、心理支援実践者にとって必要となる支援対象者への総合的支援のための多職種連携によるチームアプローチについて学修する。

ウ 実習科目（この科目群はDP1及びDP2、DP4と関連する。）

「心理実践実習ⅠA～ⅡC」では、これまでに得た知識・技能の基礎的な理解の上に、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、公認心理師に必要な知識・技能を修得する。具体的には、公認心理師の職域となる保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働に関する各機関において、見学及び実習を担当する機関の指導者の業務の陪席等を通じて心理支援職としての職業倫理や基本的態度、心理支援法や多職種連携及び総合的支援のための地域連携を含む心理支援職としての職務に関する基本的な理解を深める。

また、学内での実習では学生自身が来談者に対するインテーク面接や継続面接、心理検査、心の健康教育及び情報の提供等の活動を行う。担当したケースについては見立て及び支援方針に関するケースカンファレンスを行い、教員や学生間での協議により心理支援職としての専門的な支援に関わる技能を修得する。カンファレンスは2学年合同で行うとともに、必要に応じて医師や看護師、学校教員を目指す学生とのケース検討会の機会も設ける。また、実習演習担当教員（厚生労働省が定める「心理実践実習」科目担当教員としての要件を満たす教員）からのスーパービジョン（助言・指導）を通して、学生一人ひとりが自らの実践について省察し、自己理解を深める。

< 特別研究科目 >（この科目群はDP3と関連する。）

心理実践の質の向上に必要な高度な論理的思考や問題解決能力、研究倫理に関する理解や研究能力を強化するための「特別研究科目」は、CP4と関連する科目である。「心理科学特別研究Ⅰ」では、研究倫理に関する理解を深めるとともに科学者－実践家モデルに基づき、臨床実践における疑問から研究課題を見出し、論理的・科学的な探究を行うための基盤を作る。学生個別の関心に基づき、国内外の先行研究の精査を通じて、学術的・臨床的意義のある独創的な研究テーマを設定し、適切な研究方法（量的研究法や質

的研究法など)の選定、倫理的配慮と研究倫理審査申請の手続き、詳細な研究計画書を作成する技法を習得する。「心理科学特別研究Ⅱ」では、研究データや知見を適切な統計解析法などを用いて解析・解釈し、学術論文として論理的に構成する高度な能力を修得する。得られた知見を多角的な視点から考察し、臨床実践や地域課題の解決にどのように還元できるかを探究する。また、研究成果を専門家コミュニティに向けて効果的に発信するためのプレゼンテーション能力を磨く。

(3) 教育課程の特色 【表3、資料5】

本専攻の教育課程は、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの実現を目的として設定したカリキュラム・ポリシーに則って編成している。具体的には、公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」に対応した専門科目と、研究科独自の研究科共通科目及び特別研究科目を体系的に配置している。特に、科学的根拠に基づく心理支援を支援対象者の状態や状況に即した心理支援実践に結びつける「科学者－実践家モデル」を教育課程全体の理念として位置づけ、その中核となる理論と技法として認知行動療法を据えている。

本専攻は健康科学研究科に設置される専攻であることから、心理的健康のみならず、身体的健康の側面からも人間の健康を統合的に捉える視点を重視している。この特色を反映し、研究科共通科目として看護学専攻の学生と合同で履修する科目を配置し、看護や臨床心理などのヒューマンケア実践における倫理観や責任感を涵養すると共に、ヒューマンケアに関する研究に取り組むための研究倫理に関する理解および量的研究法(統計解析法の学修を含む)や質的研究法などの基本的知識・スキルを身に付けることができるよう科目を配置している。

専門科目は、「理論と支援科目」「理論と実践科目」「実習科目」の3つの区分で構成し、心理支援の理論的理解から実践的応用へと段階的に学修を深める構造としている。とりわけ、保健医療分野及び教育・福祉分野に重点を置き、それぞれの分野に特化した講義・演習科目を配置することで、地域社会の多様な心理的課題に対応できる専門性を育成する。また、教育・福祉行政機関や医療機関等で活躍する実践家をゲストスピーカーとして招き、現場の実情や多職種連携の在り方を具体的に学ぶ機会を確保している。

実習科目は、公認心理師に求められる心理支援の実践力を確実に修得できるよう、1年次前期から2年次後期まで全学期にわたり配置し、理論と実践の往還を重視した構成としている。さらに、特別研究科目では、臨床実践に根ざした研究課題の設定から成果の発信までを一貫して指導し、地域の心理的諸課題の解決に資する研究力及び発信力を備えた高度専門人材の育成を図っている。

表3：カリキュラム・マトリックス

【理 念】									
宮崎大学大学院健康科学研究科心理科学専攻 では、科学者－実践家モデルに基づいて、科学的根拠に裏付けられた心理療法である認知行動療法を 実践することのできる高い専門的知識と技能を修得するとともに、高い倫理観と責任感を兼ね備え、心理支援のリーダーとして地域社会の心理学的な課題の解決に寄与できる人材を養成する。									
ディプロマ・ポリシー									
DP1.心理支援に関連する諸理論を基礎とし、認知行動療法の専門知識・技能を有し、論理的思考力と高度な問題解決能力をもって心理的諸課題を分野横断的に探究し、心理支援の場に還元することができる。		DP2.地域特性に柔軟に対応しながら、保健医療・福祉・教育の心理支援の現場において、心理・看護・医学等の知見を活かして多職種連携によるチームアプローチを実践することができる。		DP3.研究倫理に関する素養を身に付けた上で、地域における心理的諸課題の解決に向けて認知行動療法に関する理論研究、実践研究を推進し、その研究成果を国内外に発信することができる。		DP4.専門職としての高い倫理観と責任感に基づき研鑽を重ね続けることができる。			
科目区分	法	科目名	授業形態	必修選択	単位数	ディプロマ・ポリシー			
						1	2	3	4
研究科 共通科目		臨床倫理実践論	講義	必修	2				◎
		健康科学研究方法論	講義	必修	2			◎	
専 門 科 目	理論と支援科目	✓ 保健医療分野に関する理論と支援の展開 I	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 保健医療分野に関する理論と支援の展開 II	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 福祉分野に関する理論と支援の展開	講義	必修	2	◎	◎		
		✓ 教育分野に関する理論と支援の展開 I	講義	必修	2	◎	◎		
		✓ 教育分野に関する理論と支援の展開 II	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	必修	2	◎	◎		
		✓ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義・演習	必修	2	◎	◎		
	理論と実践科目	✓ 心理的アセスメントに関する理論と実践	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 心理支援に関する理論と実践	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 心の健康教育に関する理論と実践	講義	必修	2	◎	◎		
	実習科目	✓ 心理実践実習 I A(基礎実習)	実習	必修	1	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 I B(教育・福祉)	実習	必修	2	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 I C(保健医療)	実習	必修	2	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 I D(産業・労働、司法・犯罪)	実習	必修	1	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 II A(GSV・ケースカンファレンス)	実習	必修	1	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 II B(教育・福祉)	実習	必修	1	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 II C(保健医療)	実習	必修	2	◎	◎		◎
特別研究 科目		心理科学特別研究 I	演習	必修	2			◎	
		心理科学特別研究 II	演習	必修	4			◎	

注1) 「法」公認心理師法第7条第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法に関する基本的な考え方

本専攻では学生12人（定員6人×2学年）に対して専任教員を7人配置することで、教員1人につき学生1～2人となる少人数教育によるきめ細かな指導体制をとる。心理支援の高度専門人材としての基本的な内容を学修する講義科目と演習科目は1年次前期を中心に配置し、1年次後期から2年次前期へとより応用的な内容を学ぶように科目を配置する。

専門科目（理論と支援科目）では、学生が自ら各分野において必要となる事柄に関する講義・演習を基盤としつつ、学生自身でも関連する文献の講読に取り組むことで、学修の深化を図る。専門科目（理論と実践科目）では、単なる知識教授に留まることなく、心理検査の実習や模擬面接などをより多く取り入れ、学生同士の積極的な協議・検討を通じて、心理支援の高度専門人材として必要な専門的知識と技量の向上を図る。

専門科目（実習科目）は、実習担当教員が実習施設の指導者と密に連絡を取り合い学生の実習状況について共有するとともに、スーパービジョン（助言・指導）や事前・事後学習による準備と振り返りの機会を設け、学生が講義演習で得た知識と実習先で得た経験を往還しながら心理支援の実践力向上へとつなげる。

(2) 入学から修了までの履修指導、研究指導の方法

①履修指導

履修指導については、図3に示すとおり、大学院入学時にオリエンテーションを行い、標準修業年限である2年間の履修過程、履修モデルの提示により、本専攻の教育目標、教育課程の編成、時間割、履修方法、研究指導方法、研究倫理審査申請方法と受講プログラム、修士論文作成までのスケジュールと審査時期を具体的に説明する。なお、本学では、学修すべき授業科目を精選することで学生の学修時間の確保を図り、教育効果の向上に資することを目的にCAP制を導入しており、大学院での履修登録上限を学期中に履修できる上限単位は25単位（集中講義、実習科目を除く）と定めている（宮崎大学学務規則及び各研究科で定める履修規程等）。本専攻のカリキュラムは全科目が必修科目であるが、各学期における単位数は履修登録上限以下に設定している。

その後、学生の希望領域や関心を踏まえて1年次4月に決定した指導教員と副指導教員（各1人）が連携しながら、学生の研究内容に応じて研究指導計画書を作成する。また、指導教員や副指導教員による個別相談等を通して、履修指導や研究指導だけではなく、生活面や精神面を含めた修学支援を入学から修了まで継続的に行い、学生が効果的に研究に取り組むことができる体制を整える。さらに、大学院2学年合同によるケースカンファレンスの実施等を通じて縦のつながりを作り、履修や研究上の相談をしやすい環境を作る。なお、後述する健康科学研究科心理科学専攻会議を通じて教員間で学生の履修状況や単位修得状況、研究進捗状況について共有する。

②研究指導体制 【図3、資料6】

1 学年の定員 6 人に対して、5 人の指導教員を配置する。修士論文指導については、主となる指導教員に加えて専門分野の近接する副指導教員（1 人）を配置する教育指導体制を導入する。指導教員は、学生の希望を尊重して決定する。副指導教員は、指導教員が学生と相談しながら、学生の研究内容や指導環境等を勘案し、専門分野が近接する教員を配置し、専攻会議の議を経て、研究指導体制を決定する。

修士論文作成のための研究指導の基礎となる科目として、「健康科学研究方法論」（1 年次前期）「心理科学特別研究Ⅰ」（1 年次後期）「心理科学特別研究Ⅱ」（2 年次通年）を配置する。なお、「健康科学研究方法論」は、看護学専攻の学生と合同で学習する科目であり、看護学専攻の学生との合同学習を通して、ヒューマンケアに係る研究の方法論の学修に取り組む。

指導教員と副指導教員は定期的に論文指導の状況を確認・共有するための時間を設け、各学生の修士論文の進捗を確認する。修士論文の研究を計画的に進めていけるよう、1 年次前期終了時と後期終了時に構想発表会を、2 年次前期終了時には中間発表会を開催し、専攻に所属する教員全体が進捗を把握できるようにする。また、構想発表会や中間発表会は公開制にすることで、看護学専攻の教員や学生との意見交換・協議ができるようにする。

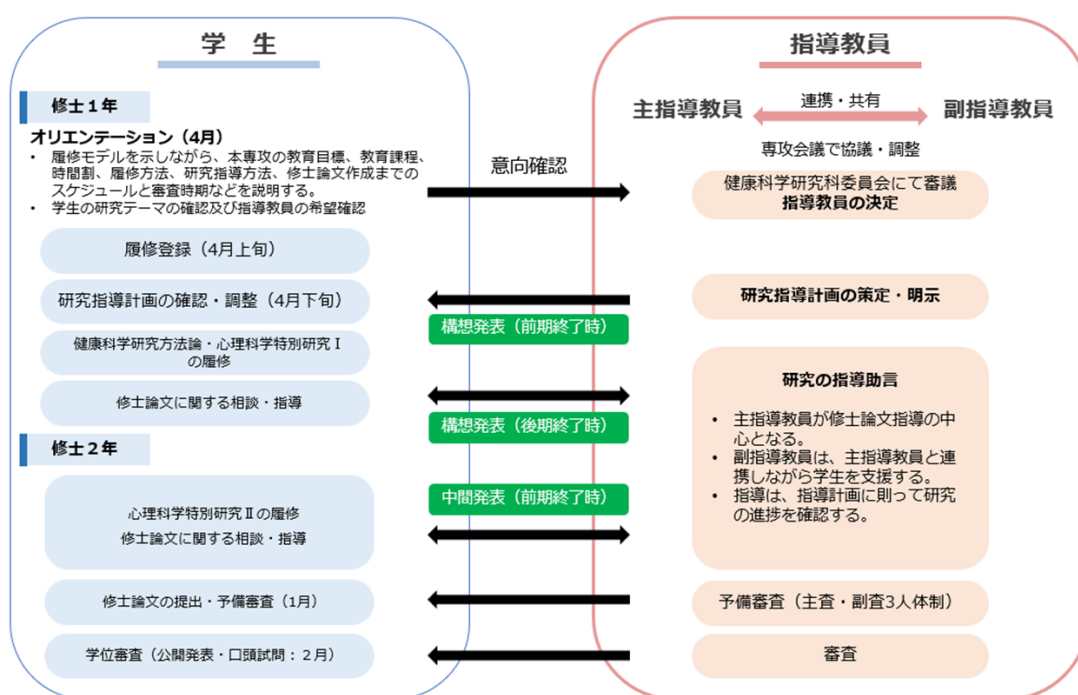


図3：履修指導・研究指導のプロセス

③標準的な履修スケジュール

入学から修了まで教育・研究の標準スケジュールは表4のとおりである。入学時に確認した各学生の個々の背景や事情、研究テーマに応じて、推奨する履修モデルを提示する。とりわけ、長期履修制度を利用する社会人学生については、修学と勤務との両立が可能になるように丁寧に履修相談を行い、在籍期間や各科目の履修時期を決定する。

表4：履修スケジュール（標準・長期履修）

履修モデル（標準）			履修モデル（長期履修）		
年次	月	内容	年次	月	内容
1 年	4 月	入学式、新入生オリエンテーション 履修指導・前期履修登録 指導教員（主 1 人、副 1 人）の決定 研究計画指導	1 年	4 月	入学式、新入生オリエンテーション 履修指導・前期履修登録 指導教員（主 1 人、副 1 人）の決定 研究計画指導
	8 月	研究構想発表		8 月	研究構想発表
	9 月	履修指導・後期履修登録		9 月	履修指導・後期履修登録
	10 月	後期開始 研究計画指導		10 月	後期開始 研究計画指導
2 年	2 月	研究構想発表	2 年	2 月	研究構想発表
	4 月	在学学生オリエンテーション 履修指導・前期履修登録 研究計画指導		4 月	在学学生オリエンテーション 履修指導・前期履修登録 研究計画指導
	8 月	研究中間発表		8 月	研究中間発表
	9 月	履修指導・後期履修登録		9 月	履修指導・後期履修登録
3 年	10 月	後期開始 研究計画指導	3 年	10 月	後期開始 研究計画指導
	1 月	修士論文提出・予備審査		2 月	研究中間発表
	2 月	修士論文発表会（公開発表会・口頭試問）		4 月	在学学生オリエンテーション 履修指導・前期履修登録 研究計画指導
	3 月	卒業式		8 月	研究中間発表
4 年	4 月	入学式、新入生オリエンテーション 履修指導・前期履修登録 指導教員（主 1 人、副 1 人）の決定 研究計画指導	4 年	4 月	入学式、新入生オリエンテーション 履修指導・前期履修登録 指導教員（主 1 人、副 1 人）の決定 研究計画指導
	8 月	研究構想発表		8 月	研究構想発表
	9 月	履修指導・後期履修登録		9 月	履修指導・後期履修登録
	10 月	後期開始 研究計画指導		10 月	後期開始 研究計画指導
5 年	2 月	研究構想発表	5 年	2 月	研究構想発表
	4 月	在学学生オリエンテーション 履修指導・前期履修登録 研究計画指導		4 月	在学学生オリエンテーション 履修指導・前期履修登録 研究計画指導
	8 月	研究中間発表		8 月	研究中間発表
	9 月	履修指導・後期履修登録		9 月	履修指導・後期履修登録
6 年	10 月	後期開始 研究計画指導	6 年	10 月	後期開始 研究計画指導
	1 月	修士論文提出・予備審査		1 月	修士論文提出・予備審査
	2 月	修士論文発表会（公開発表会・口頭試問）		2 月	修士論文発表会（公開発表会・口頭試問）
	3 月	卒業式		3 月	卒業式

(3) 成績評価の方法

成績は、表5のように秀・優・良・可・不可の評語を用いて、学習目標の到達度を評価し、それぞれの成績評価基準と対応する評点を、各教員が定める科目の到達目標に従って以下のように定める。なお、各授業科目の到達目標や成績評価方法（評価基準、評価手段）はシラバスに明記し、定量的又は定性的な根拠により厳格な評価を行う。

表 5：成績評価基準

評語	評点	成績評価基準
秀	100～90	科目の到達目標に特に優秀な水準で達している
優	89～80	科目の到達目標に優秀な水準で達している
良	79～70	科目の到達目標に良好な水準で達している
可	69～60	科目の到達目標に必要最低限の水準で達している
不可	59以下	科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない

(4) 修了要件

修士課程に2年以上在学し、①研究科共通科目（4単位）、②専門科目（32単位）、③特別研究科目（6単位）、合計42単位を修得し、かつ学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することにより、修士（心理学）の学位を授与する。

(5) 研究の倫理審査体制

本学では、「国立大学法人宮崎大学研究者等行動規範」【資料7】及び「宮崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」【資料8】により、研究者等が守るべき行動規範及び遵守事項、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について定めている。また、研究活動不正行為等防止の一環として、本学に所属する教職員等は、研究倫理教育の受講（オンライン教材及び対面型講義）が義務づけられている。

さらに、本専攻の教員や学生が研究倫理審査を必要とする研究を行う場合は、医学部医の倫理委員会もしくは教員（学生の場合は指導教員）が所属する学部の研究倫理委員会において審査を受ける。研究倫理審査においては、申請された研究等がヘルシンキ宣言及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の趣旨に沿って行われるかについて、倫理的観点及び科学的観点から審査が行われる【資料9-1、9-2】。

なお、学生への研究倫理教育については、「宮崎大学における研究倫理教育に関する申合せ」に定められているとおり、一般財団法人公正研究推進協会が提供するeラーニングプログラム「eAPRIN」の受講を必須とするほか、医学部附属病院臨床研究支援センターが実施する講習会に参加することを推奨する。加えて、研究科共通科目「臨床倫理実践論」や「健康科学研究方法論」、特別研究科目の「心理科学特別研究」においても、人を対象とする生命科学・医学系研究及び心理学研究における倫理教育を行う。指導教員は、学生の研究の進捗状況について定期的に確認し、倫理違反が明らかとなった場合は速やかに当該研究を中止させ、必要な指導を行う。

(6) 学位論文の審査体制及び公表方法

①審査申請資格要件

1. 本学本課程に2年以上在籍していること

2. 所定の単位（42単位：①研究科共通科目（4単位）、②専門科目（32単位）、③特別研究科目（6単位））を修得した者又は学位論文を提出する日の属する学年末までに、単位を修得する見込みがある者

②審査体制

修士論文の審査は、宮崎大学学位規程に基づき、修士論文1編ごとに審査委員会を設置する。審査委員会は、指導教員及び副指導教員を含む主査1人、副査2人の3人で構成する。なお、主査は指導教員以外の本専攻の専任教員が務める。

審査委員会は、予備審査を行う。予備審査に続いて、口頭発表と口頭試問による公開の最終試験を実施する。

最終試験の後、「健康科学研究科委員会」において、学位論文審査委員会の報告に基づいて審査し、学位授与の可否を決定する。

③審査基準

学位論文が国内外の研究の水準に照らし合わせて、学術的意義、新規性、創造性、信頼性及び有用性などを有していること。

1. 心理学分野において、学術的な貢献や社会的な意義を有している。
心理支援の理論と実践の発展に寄与する研究課題であるか、地域社会のwell-being向上に資する研究課題であるか。
2. 研究方法が妥当である。
 - ・ 研究目的に適した研究デザインであるか
 - ・ 科学的根拠に基づいた研究方法が詳述されているか
 - ・ 目的に適した分析方法であるか
3. 適切な研究倫理審査を受審している。
 - ・ 任意性が保証されているか
 - ・ 同意の取得方法が適切か
 - ・ 不利益・リスクへの対策が講じられているか
 - ・ 個人情報保護がなされているか
 - ・ 研究公正の観点から問題がないか
4. 適切な論文が引用され、論旨に一貫性がある。
5. 学位論文として学術的意義、新規性、創造性がある。
 - ・ 心理支援の発展及び将来的な社会実装への貢献が期待できるか
6. 研究結果に対する質疑に対して明晰に応答できる。

④学位論文の公表

学位論文は、本学附属図書館に所蔵するとともに、学位論文の要旨を本学学術情報リポジトリに公表し、第三者の閲覧を可能にする。

6. 心理実践実習

公認心理師法施行規則が定める「大学院における必要な科目」のうち、心理実践実習の時間は計450時間以上が必要である。そのうち、担当ケースに関する実習時間は計270時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上）であり、主要5分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）のうち医療機関を必須とする3分野以上の施設において実習を行う。

(1) 心理実践実習の目的

心理実践実習は心理支援を必要とする者と直に接する機会であり、講義や演習では体験できない臨床現場の実際を知る貴重な機会である。本専攻の講義や演習を通して身につけた知識や技能をもとに心理支援を必要とする者と実際に関わることや、公認心理師として現場で活躍する先達の臨床に触れることにより、生きた知識や技能の習得につながる。また、体験を通じて専門職としての倫理観や責任感、使命感が養われる。

特に、本専攻では学内教育において医師や看護師、学校教員を目指す学生と合同で学習する機会を設けているが、学外実習においてもこうした多職種連携に基づくチームアプローチを現場で実際に体験することを通して、公認心理師に求められる高い協調性やコミュニケーション能力をさらに強化することができる。本専攻では、実習を通じて多職種連携に必要な協調性及び心理支援に携わる者としての高い倫理観と責任感に基づき、地域社会の諸課題の解決に寄与できる人材の育成を目指しており、到達目標は以下の通りである。

1. 心理支援を要する者等に関する知識及び技能を修得すること
2. 心理支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成ができること
3. 心理支援を要する者等への多職種連携に基づくチームアプローチができること
4. 地域社会の心理的諸課題を理解し、地域連携ができること
5. 心理支援の高度専門人材としての職業倫理及び法的義務への理解を深めること

(2) 実習先の確保の状況

公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」のうち、心理実践実習の時間は450時間以上必要であると定められており、実習先として17施設を確保している【資料10、11】。公認心理師の職域として挙げられている主要5分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）全てを実習先として確保しており、各分野での心理支援や連携の実践を学修するための充実した実習体制が整っている。なお、本学医学部附属病院及び本学教育学部附属学校園は、それぞれ保健医療分野、教育分野に関する施設であることから学外の実習施設として扱う。また、ケース担当時間の確保及びケース実習を充実させるため、学内の実習施設として、清武キャンパス医学部内に心理相談室を設置する。

(3) 実習先との契約内容

実習に当たっては以下の4点について、全ての機関へ誓約書を提出する。

1. 実習機関における規則及び指示に従い、誠実に実習すること。
2. 公認心理師は、法律において正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないと定められており、実習で知り得た業務上の秘密事項（利用者や施設関係者の個人情報など）について、実習期間中はもちろんのこと、実習終了後も第三者に故意又は過失によって漏洩したり、許可なく使用したりしないこと。
3. 実習期間中の健康保持並びに事故防止に十分注意すること。
4. 万一不測の事態が生じた場合、管理者又は実習指導者に遅滞なく報告すること。万一の事故に巻き込まれたり、怪我をしたりした際の補償に備えるために、学生教育研究災害傷害保険及び学生賠償責任保険への加入を必須とする。なお、実習をはじめる際には、感染症予防のため、抗体検査や予防接種等の措置が必要になる場合がある。

(4) 実習の水準と方策

実習科目として、「心理実践実習ⅠA～ⅡC」の7科目を配置し、保健医療分野及び教育・福祉分野を強化した実習を特色とする。実習科目ごとに到達目標（シラバス参照）を設定するが、すべての実習科目において共通する到達目標を、公認心理師としての知識や支援技術のほか、各分野における心理職の役割と多職種連携に基づくチームアプローチについて理解し、実践できることとする。実習先の選定に当たっては、本専攻の特色として認知行動療法に重点を置いた臨床の実践の場であること、及び公認心理師5分野の中でも保健医療分野、福祉分野、教育分野に心理支援の重点を置くことを踏まえつつ、学生自身の希望進路に応じて実習施設をバランスよく選択できるようにする【資料10】。そのため、指導教員及び副指導教員は、学生が希望する進路及び研究内容等に応じて、実習施設の選択について履修指導を行う。

なお、学生の移動の利便性や巡回指導を考慮して、実習は大学近郊の宮崎市内の施設で実施することを基本とする。また、講義科目の受講を中心とする曜日と実習科目を中心とする曜日に分けることにより、実習に専念できるような時間割を編成する。ただし、学生から帰省先から実習施設に通いたいなどの希望がある場合は、その要望に応じて、大学から離れている実習施設（延岡市及び都城市）を実習先として選択することも可能とする。実習施設が大学から離れている場合であっても、実習演習担当教員が訪問による巡回指導を行う。

<学外実習>

ア 保健医療分野

保健医療分野においては、1年次は本学医学部附属病院及び関連・協力医療機関において、実習指導者の業務の陪席や、病棟やデイケア、多職種カンファレンスにおける観察や支援の補助を行う。これらの医療機関ではソーシャルスキルトレーニングやメタ認知トレーニングを実施しており、1年次から認知行動療法の実際に触れることができる。2年次はインテーク面接や心理検査を含むアセスメントといったより実践的な実習に加えて、学習に適し、かつ同意が得られたケースを受け持ち、心理検査及びカウンセリン

グを実施する。ケースにおいては実習演習担当教員及び各施設の実習指導者がスーパービジョンを行うことで、心理支援を要する者及び学生双方の治療上の安全性を担保しながら心理支援に関する知識と技能の定着を図る。これにより、認知行動療法を中心とした心理支援や多職種連携に基づくチームアプローチについて理解を深め、実践的な技能および態度を獲得する。

イ 福祉分野

福祉分野では、各施設における心理支援に関連した業務について、実習指導者の業務の陪席や支援の補助、デイケア等の活動への参加を通して、公認心理師が身につけるべき知識や技能、及び態度を体験的に学ぶ。また、多職種カンファレンスの見学等により、地域社会の心理的諸課題を理解するとともに、施設内外の多職種連携及び地域連携について理解を深める。さらに、実習演習担当教員及び各施設の実習指導者のスーパービジョンを受けながら同意が得られたケースに関わることで、福祉分野におけるアセスメントや心理支援の技能を体験的に修得する。

ウ 教育分野

教育分野では、スクールカウンセラーや学校教員をはじめとする実習指導者の業務の陪席や心理支援の補助を通して、教育分野において公認心理師に求められる知識・技能及び態度や、チーム学校としての多職種連携について理解を深める。また、不登校の児童生徒をはじめとする心理支援を要する者のうち、同意が得られたケースについて実習演習担当教員及び各施設の実習指導者のスーパービジョンを受けながら心理支援を行うことで、教育分野における地域課題の理解を深めるとともに、心理支援の技能や態度を涵養する。

エ 司法・犯罪分野

司法・犯罪分野では、公的機関における心理支援に関連した業務について、各施設における実習指導者の業務の陪席や支援の補助を中心とした実習を通して、心理支援に関する知識・技能及び処遇モデル、多職種連携、地域連携について理解を深める。

オ 産業・労働分野

産業・労働分野では、職場のメンタルヘルスケアや心理支援に関して、各施設における実習指導者の業務の陪席や支援の補助、多職種カンファレンスの見学等により、産業・労働分野における心理支援の知識・技能及び多職種連携や地域支援について修得する。

<学内実習>

学内実習では、学外実習の準備段階として公認心理師に求められるアセスメントや面接技術の修得に加え、マナーや電話対応をはじめとする接遇、守秘義務の徹底や記録の管理といった対人援助職における基本的な技能や態度を訓練し、ケースを担当する準備を進める。心理支援を要する者の同意が得られたケースに対しては、インテーク面接や心理検査を含むアセスメント、心理面接、心の健康教育等の心理支援に関する実践を行う。特に適切なケースでは認知行動療法に基づく心理支援を積極的に導入する。実習演習担当教員が毎回スーパービジョンを行うとともに、ケースカンファレンスやグルー

ブ・スーパービジョンを通して、担当ケースの見立てや面接方針（ケースフォーミュレーション）及び支援の進展を詳細に検討する。カンファレンス等は2学年が合同で参加し、学生一人当たり2～3回のケース報告を行うことで、専門職として心理支援に当たるための倫理観や責任感、及び担当ケースについてわかりやすくプレゼンテーションする技能を身につける。ケースの特徴や実態に応じて医師や看護師、学校教員を目指す学生と合同でケース検討を実施する機会を設けることで、多職種連携の視点を強化する。学内施設の心理相談室では2年間を通して2ケース以上のケースを担当し、修了後の現場実践に向けてより幅広い臨床感覚を身につける。

(5) 実習先との連携体制

本学医学部附属病院をはじめとする主たる実習施設はこれまでも医学部医学科及び看護学科の実習や教育学部・研究科の学生の研修等を受け入れており、本専攻の学生の受け入れにも快く承諾が得られているなど協力体制が整っている。本専攻の実習に際しては、実習指導者等と定期的に連絡を取り、実習先施設の業務に支障が生じずに学生が必要な指導を受けられるように調整する。実習先には事前に指導を受ける学生の個別調書や実習計画を送付し、実習内容や必要な配慮等を検討できるようにする。また、年度末には心理科学専攻専任教員及び実習生受入施設の実習指導者による「実習連絡協議会」を開催し、実習内容や指導計画、成績評価体制等、実習水準を確保するための方策を実習先施設の実習指導者と共に検討する。

(6) 実習前の準備状況

実習前には学外実習における各分野及び学内実習に関するオリエンテーションを行う。本専攻の「心理実践実習」に基づいた実習手引きを作成し、その内容に基づいた指導を行う。具体的には、公認心理師法で定められる信用失墜行為の禁止、守秘義務の保持、連携義務等の事項や、心理支援専門職としての自覚と責任、報告・連絡・相談等、職務を行う上での一般的な態度、感染症予防対策等の個別具体的な事項について指導内容に含める。

また、実習に向けた課題や疑問点、到達目標、実習の振り返り等をまとめる実習録を作成し、毎回の実習に目的意識をもって臨むことができるよう指導する。

(7) 事前・事後における指導計画

実習前に各施設に関する事前学習を十分に行うよう指導する。実習先施設の概要、当該分野で求められる公認心理師としての職責や具体的な業務、関連する地域課題について個人及びグループで調査するとともに、討論を重ねる。学内施設の心理相談室については、心理支援を要する者に実際に関わる前に、電話応対やインテーク面接等のロールプレイを実施するとともに、心理検査や面接の演習を十分に行う。また、ケースカンファレンスやグループ・スーパービジョンを通して学外実習に対する心構えや態度を養う。個別の実習計画に沿って、実習演習担当教員から実習の準備や実習の進め方について指導を受けながら、実習に臨むに当たって明確にすべき課題や疑問点を整理し、学生自身が実習の到達目標を設定できるようにする。これらの課題や到達目標を実習前に記載するよう指導する。

毎回の実習後には、その日の実習内容を実習録に記載し、実習での学びや疑問に感じたことを整理し、自らの課題について振り返る機会を設ける。記載内容は実習日誌として実習指導者に確認を求め、必要な指導を受ける。また、実習録の内容は実習演習担当教員と定期的に共有し、実習演習担当者との面談を通して到達目標の達成状況や対応が困難な状況が生じていないかを確認する。さらに、公認心理師としての倫理観、責任感、使命感、協調性といった専門職に求められる態度についても把握する。学内実習においても同様に、実習録を作成するよう指導し、実習演習担当教員との面談の中で記録を共有し、到達目標の達成状況の確認や課題の明確化等を行う。

実習終了後には実習報告会を開催する。報告会では各実習の報告後にグループで討論し、各分野の実習の中で学生が感じた疑問や課題、学びについて共有する。報告会の準備を通して実習全体の振り返りの機会になるとともに、学生同士で経験を共有することにより、異なる施設や分野の間接的な実習体験を得ることにつながり、報告会で得られた学びをもとに新たな実習先の課題や到達目標の検討に活用できる。

(8) 教員の配置並びに巡回指導計画

実習の巡回に当たっては、公認心理師法施行規則第3条第1項に規定する実習演習担当教員としての要件を満たす専任教員4人と兼任教員2人が担当し、公認心理師有資格者もしくは医師である専任教員3人もそれに協力する体制をとる【表6】。実習演習担当教員は、各領域における5年以上の臨床経験及び指導経験を有する公認心理師有資格者もしくは医師であり、それぞれの領域で専門性の高い心理支援や治療的介入スキルを有している。実習演習担当教員1人につき2～3施設の実習施設を担当し、週1回以上（5回に1回）実習担当教員による巡回指導を行う。また、各施設の実習指導者と適宜連絡を行う。

表6：実習演習担当教員及び協力教員一覧

専門分野	職位	氏名	保有資格
実習演習担当教員			
臨床心理学	教授	境 泉洋	臨床心理士 公認心理師
臨床心理学	教授	立元 真	公認心理師
精神神経科学	教授	武田 龍一郎	医師
臨床心理学	准教授	久保 浩明	臨床心理士 公認心理師
臨床心理学	教授（兼任教員）	吉永 尚紀	公認心理師
臨床心理学	教授（兼任教員）	田上 博喜	公認心理師
実習協力教員			
臨床心理学	講師	尾崎 充希	公認心理師
臨床心理学	助教	岩本 佳那絵	臨床心理士 公認心理師
精神神経科学	助教	北島 和俊	医師

(9) 実習施設における指導者の配置計画

実習指導者は、文部科学省及び厚生労働省が定める実習指導者としての要件を満たす者が担当する。したがって、学外の各実習施設は、公認心理師主要5分野に関する高い知見と実務経験を有する実習指導者が1人以上勤務する施設としている。学内実習施設である心理相談室においては、実習演習担当教員が実習指導者を兼任する。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、学外実習については各施設の実習指導者の評価をもとに、事前・事後学習の参加状況を踏まえて本専攻の実習演習担当教員の合議により行う。学内実習については演習、ケースカンファレンス及びグループ・スーパービジョンにおける発表や討論の参加状況を総合して評価する。評価基準に関して、心理実践実習において共通する到達目標（シラバス参照）を満たしているかをもとに単位を認定する。

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学では、宮崎大学学務規則第15条第3項の規定にて、「前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」としている。

講義は、学生間の意見交換の機会があるため、対面受講を基本とする。ただし、社会人学生への学修支援の観点から、社会人学生の勤務状況が繁忙のため、あるいは出張等により通学困難な場合に、遠隔授業システムを利用したオンデマンド型やライブ配信による受講を許可する。なお、オンデマンド型講義の場合、学生は、講義動画を学習管理システム（WebClass）から視聴でき、担当教員は、学生からの質問等を学習管理システム経由で受け取ることで、質疑応答や理解度の確認を随時行い、対面授業と同等の教育効果を確保する。ライブ配信の場合は、音声通信やチャット機能により、学生間の意見交換を可能とすることで、対面での実施により近い形での講義を行う。

心理アセスメントや面接法などの演習を含む授業については、遠隔授業システムでの学修は高い学習効果が期待できないため、社会人学生も出席しやすくなるような時間割調整（9・10時限（16：40～18：10）や11・12時限（18：20～19：50）、13・14時限（20：00～21：30）を基本とする）を行う。ただし、開講年度によって社会人学生の履修科目登録状況が異なるため、社会人学生の各開講年度の履修科目登録状況に応じて時間割の変更・調整を行う【表7-1、7-2、資料12-1、12-2】。

表 7-1 : 標準修業年限 2 年間の場合の時間割 (案)

※ 科目名の後ろにある数字は単位数を表す

※ 社会人学生の状況や履修状況に合わせて配当時間を変更する場合がある

1年前期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)② *教育学研究科との合同 心理実践実習ⅡD(司法・犯罪、 産業・労働)④① 木花 (事前・事後指導) 清武 (事前・事後指導)		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30	心理的アセスメントに 関する理論と実践② *教育学研究科との合同	木花					
7・8時限	14:50～ 16:20			教育分野に関する理論と 支援の展開Ⅰ② *教育学研究科との合同	木花			
9・10時限	16:40～ 18:10	心理実践実習ⅠA(基礎 実習)④①	清武					
11・12時限	18:20～ 19:50	臨床倫理実践論② *研究科共通科目	清武	保健医療分野に関する 理論と支援の展開Ⅰ②	木花			
13・14時限	20:00～ 21:30	健康科学研究方法論② *研究科共通科目	清武					
1年後期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理実践実習ⅠC(保健医療)② 心理実践実習ⅠD(司法・犯罪、 産業・労働)④① 心理科学特別研究Ⅰ② 清武 (事前・事後指導) 清武 (事前・事後指導) 指導教員と 調整・設定		
3・4時限	10:30～ 12:00	福祉分野に関する理論 と支援の展開②	木花					
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20	心理支援に関する理論 と実践②	木花	保健医療分野に関する 理論と支援の展開Ⅱ②	清武			
9・10時限	16:40～ 18:10	心の健康教育に関する 理論と実践②	木花	心理実践実習ⅠA(基礎 実習)④①	清武			
11・12時限	18:20～ 19:50	産業・労働分野に関する 理論と支援の展開② *看護学専攻の選択科目	木花					
13・14時限	20:00～ 21:30							
2年前期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 司法・犯罪分野に関する理論と 支援の展開② 心理実践実習ⅡC(保健医療)② 心理科学特別研究Ⅱ④① 木花 清武 (事前・事後指導) 指導教員と 調整・設定		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10	心理実践実習ⅡA (GSV・ケースカンファ レンス実習)④① *医学科との合同	清武	家族関係・集団・地域社 会における心理支援に関 する理論と実践② *教育学研究科との合同	木花			
11・12時限	18:20～ 19:50			教育分野に関する理論 と支援の展開Ⅱ②	木花			
13・14時限	20:00～ 21:30							
2年後期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)① *教育学研究科との合同 心理科学特別研究Ⅱ④① 木花 (事前・事後指導) 指導教員と 調整・設定		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10			心理実践実習ⅡA (GSV・ケースカンファ レンス実習)④① *医学科との合同	清武			
11・12時限	18:20～ 19:50							
13・14時限	20:00～ 21:30							

表 7－2：長期履修 4 年間の場合の時間割（案）

※ 科目名の後ろにある数字は単位数を表す

※ 社会人学生の状況や履修状況に合わせて配当時間を変更する場合がある

1年前期		月		火		水		木		金	
1・2時限	8：40～ 10：10										
3・4時限	10：30～ 12：00										
5・6時限	13：00～ 14：30										
7・8時限	14：50～ 16：20										
9・10時限	16：40～ 18：10										
11・12時限	18：20～ 19：50	臨床倫理実践論② *研究科共通科目	清武	保健医療分野に関する 理論と支援の展開Ⅰ②	木花						
13・14時限	20：00～ 21：30	健康科学研究方法論② *研究科共通科目	清武								

1年後期		月		火		水		木		金	
1・2時限	8：40～ 10：10										
3・4時限	10：30～ 12：00	福祉分野に関する理論 と支援の展開②	木花								
5・6時限	13：00～ 14：30										
7・8時限	14：50～ 16：20	心理支援に関する理論 と実践②	木花								
9・10時限	16：40～ 18：10	心の健康教育に関する 理論と実践②	木花								
11・12時限	18：20～ 19：50										
13・14時限	20：00～ 21：30										

2年前期		月		火		水		木		金	
1・2時限	8：40～ 10：10					集中講義・実習・特別研究 司法・犯罪分野に関する理論と 支援の展開② 木花 心理実践実習ⅠB（教育・福祉）② *教育学研究科との合同 木花 （事前・事後指導） 心理実践実習ⅠD（司法・犯罪、 産業・労働）通年① 清武 （事前・事後指導）					
3・4時限	10：30～ 12：00										
5・6時限	13：00～ 14：30	心理的アセスメントに関 する理論と実践② *教育学研究科との合同	木花								
7・8時限	14：50～ 16：20			教育分野に関する理論と 支援の展開Ⅰ② *教育学研究科との合同	木花						
9・10時限	16：40～ 18：10	心理実践実習ⅠA（基礎 実習）通年①	清武								
11・12時限	18：20～ 19：50										
13・14時限	20：00～ 21：30										

2年後期		月		火		水		木		金	
1・2時限	8：40～ 10：10					集中講義・実習・特別研究 心理実践実習ⅠC（保健医療）② 清武 （事前・事後指導） 心理実践実習ⅠD（司法・犯罪、 産業・労働）通年① 清武 （事前・事後指導）					
3・4時限	10：30～ 12：00										
5・6時限	13：00～ 14：30										
7・8時限	14：50～ 16：20			保健医療分野に関する 理論と支援の展開Ⅱ②	清武						
9・10時限	16：40～ 18：10			心理実践実習ⅠA（基礎 実習）通年①	清武						
11・12時限	18：20～ 19：50	産業・労働分野に関する 理論と支援の展開② *看護学専攻の選択科目	木花								
13・14時限	20：00～ 21：30										

3年前期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理実践実習ⅡC(保健医療)② 清武 (事前・事後指導)		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10	心理実践実習ⅡA (GSV・ケースカンファ レンス実習)通年① *医学科との合同	清武	家族関係・集団・地域社 会における心理支援に関 する理論と実践② *教育学研究科との合同	木花			
11・12時限	18:20～ 19:50			教育分野に関する理論 と支援の展開Ⅱ②	木花			
13・14時限	20:00～ 21:30							
3年後期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)① *教育学研究科との合同 心理科学特別研究Ⅰ② 木花 (事前・事後指導) 指導教員と 調整・設定		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10			心理実践実習ⅡA (GSV・ケースカンファ レンス実習)通年① *医学科との合同	清武			
11・12時限	18:20～ 19:50							
13・14時限	20:00～ 21:30							
4年前期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理科学特別研究Ⅱ通年④ 指導教員と 調整・設定		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10							
11・12時限	18:20～ 19:50							
13・14時限	20:00～ 21:30							
4年後期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理科学特別研究Ⅱ通年④ 指導教員と 調整・設定		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10							
11・12時限	18:20～ 19:50							
13・14時限	20:00～ 21:30							

8. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1) 長期履修制度の導入と修業年限

修士課程の修業年限は2年であるが、社会人入学者の修学を支援するために、大学院

設置基準第14条の教育方法の特例により、宮崎大学学務規則に則り長期履修制度を導入する。長期履修の許可を受けた学生は、修業年限を3～4年とすることで、必要な単位を修得し、修士論文を完成させることができる。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

長期履修の許可を受けた学生は、入学前に主研究指導教員と履修計画と学位論文完成までのスケジュールを十分に検討し、離職することなく修業年限内で修了できるように複数教員の指導体制のもと支援する。科目履修については、入学時オリエンテーション時に、講義、演習については、心理アセスメント法や面接法などのペアになって学修したり、事例についてグループディスカッションを行ったりするため、特例措置の時間帯に社会人学生のみで受講することは難しいことや、「心理実践実習」は、平日日中に実習施設において行われることを説明する。一方、心理科学特別研究については、主・副研究指導教員が連携をとり、時間的配慮を心がけ、遠隔授業システムも取り入れることで、計画的に修学できることを伝える。

(3) 授業の実施方法

本専攻の入学定員は6人であり、心理アセスメント法や面接法などのペアになって学修したり、事例についてグループディスカッションを行ったりするため、一般学生と社会人学生を分けた開講は行わない。講義科目や演習科目、実習科目については、原則特例措置の時間帯（18時20分以降）に実施することはしないが、学生の一人ひとりの状況を勘案しながら土日の開講を設定することを可能とする。ただし、研究科共通科目については、看護学専攻の社会人学生も在籍していることから、平日の18時20分から開講する。修士論文指導は、学生と主・副研究指導教員の間で就業と修学の両立が可能になるように日程調整を行うとともに、適宜遠隔授業システムも活用しながら指導する。

(4) 教員の負担の程度

本学では、国立大学法人宮崎大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第17条において専門業務型裁量労働制を採用しており、教職員の過半数代表者との間で専門業務型裁量労働制に関する協定書を締結している。

教員が休日に授業を開講する場合、専門業務型裁量労働制の適用に基づき勤務時間振替等の措置をとり、過剰な負担が生じないよう協定書に基づき健康と福祉の確保を講じる。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本専攻の学生が自由に論文執筆や自習に使用することのできる院生室は清武キャンパスの基礎臨床研究棟7階（床面積49㎡）に設置し、学生たちは2学年（12人）合同で使用する。院生室には、会議用テーブルや椅子、プロジェクター及びスクリーン、共用パソコンとプリンター等を設置、その他の定型的な備品も備える。各自が有するパソコンのインターネットへの接続に対しても、大学内 LAN・無線 LAN が利用できる環境を整備していることから、附属図書館が提供している学術情報データベースや電子ジャーナルなどから必要な資料・情報を検索・入手することができる。

附属図書館は、本館（木花キャンパス）及び医学分館（清武キャンパス）で構成され、授業期の平日は夜間も利用できる（本館：21時まで、医学分館：20時まで）。授業期の土曜日・日曜日にも本館は9時から17時、医学分館は13時から17時まで利用することが可能である。なお、医学分館では、学生等からの申請があれば24時間の特別利用を可能としている。したがって、職業を有する社会人入学者も自身の学修に必要なに合わせて附属図書館を利用することができる。

学術情報データベースや電子ジャーナルの利用ならびに学習管理システム（WebClass）や学務情報システム（わかば）の利用については、自宅などの学外からのアクセスも可能であるため、勤務により大学に通うことが難しい場合であっても自宅から必要な情報を入手することで学修が滞ることはない。その他、木花キャンパスに設置されている地域デザイン棟は、24時間利用することができるため、必要に応じて学生は自由に利用する環境が整っている。

9. 取得可能な資格

本専攻の修了により、公認心理師（国家資格）の受験資格を得ることができる。

10. 入学者選抜の概要

(1) 入学定員

本専攻の入学定員は、社会人を含む6人とする。

この人数の妥当性は、設置に伴う宮崎県内の公認心理師養成の学部カリキュラムを有する大学の学生を対象としたアンケート、県内高等学校の生徒を対象としたアンケート、心理支援職を採用している県内関係機関へのアンケートの結果、ならびに教育課程、研究指導体制および教員組織と教員の専門性を考慮した。この定員数により、教育の質を維持し、入学時から複数の研究指導教員・副指導教員による指導が可能となり、学生への確実な教育支援と学生の研究力の向上を図ることができる。

(2) アドミッション・ポリシー

本専攻は、科学者－実践家モデルに基づいて、科学的根拠に裏づけられた心理療法の一つである認知行動療法を実践することのできる高い専門的知識と技能を修得するとともに、高い倫理観と責任感を兼ね備え、医療機関、保健・福祉施設、教育・福祉行政機関、教育機関、研究機関などで心理実践・教育・研究ができる人材の育成を使命としている。したがって、本専攻では、次のような人を受け入れる。

- AP 1. 認知行動療法を中心に心理支援に関する高度な専門的知識と技能及び実践力を身に付け、心の健康の維持・増進とウェルビーイングの向上に関心がある人
- AP 2. 認知行動療法を中心に心理支援実践や研究の発展に向けて、理論的・実践的研究を推進し、科学的根拠の蓄積と社会に発信することを志す人
- AP 3. 地域の保健医療分野、福祉分野、教育分野における心理支援、教育、研究を通し

て社会に貢献する意欲を有する人

AP4．高度専門職である公認心理師を志す者として、学部レベルの心理学に関する基礎知識・技能を有している人

(3) 入学者選抜の基本方針

求める学生像を踏まえて、多様な観点から受験生の学力や資質を公平かつ多面的・総合的に評価する。選抜方法は、一般選抜を基本とするが、宮崎県が直面している深刻な心の健康問題の状況や、それらの課題に対応する公認心理師が著しく不足している状況を踏まえて「推薦特別選抜（宮崎県就職希望枠）」を設ける。また、高校生を対象とした「高校生の公認心理師に関する進路希望アンケート」の結果からは、経済的な問題から大学卒業後ストレートで大学院に進学することを躊躇する高校生が一定数存在することを踏まえて「推薦特別選抜（社会人枠）」を設ける。

一般選抜では、筆記試験（専門科目（心理学全般）と外国語（英語））、口述試験および面接、出願書類（出身大学の成績証明書、志望理由書、研究計画書等を含む）を総合評価して選抜する。筆記試験や出願書類では、「高度専門職である公認心理師を志す者として、学部レベルの心理学に関する基礎知識・技能（AP4）」を評価する。口述試験では、「認知行動療法を中心に心理支援実践や研究の発展に向けて、理論的・実践的研究を推進するために必要な研究能力（AP2）」を評価する。面接試験では、「認知行動療法を中心に心理支援に関する高度な専門的知識と技能及び実践力を身に付け、心の健康の維持・増進とウェルビーイングの向上に対する関心（AP1）」や「地域の保健医療分野、福祉分野、教育分野における心理支援、教育、研究を通して社会に貢献する意欲（AP3）」について評価する。

推薦特別選抜（宮崎県就職希望枠）は、大学卒業見込みで、修了後は宮崎県で心理支援職に就くことを希望する人を対象として実施する。

推薦特別選抜（社会人枠）は、宮崎県内の心理支援職を採用している関係機関の推薦を得ており、公認心理師法施行規則第1条の2に定める「大学における公認心理師となるために必要な科目」の単位を修得している社会人を対象として実施する。

なお、募集人員は6人であり、その内訳は、一般選抜が4人程度、推薦特別選抜が（宮崎県就職希望枠）と（社会人枠）を合わせて2人程度とする。また、各選抜の試験方法とアドミッション・ポリシーの対応は、表8のとおりである。

表 8：アドミッション・ポリシーと各選抜の試験方法との対応

アドミッション・ポリシー	一般選抜の 試験方法	推薦特別選抜 (宮崎県就職希望枠・ 社会人枠)の試験方法
AP4：高度専門職である公認心理師を志す者として、学部レベルの心理学に関する基礎知識・技能	筆記試験 出願書類	出願書類
AP2：認知行動療法を中心に心理支援実践や研究の発展に向けて、理論的・実践的研究を推進するために必要な研究能力	口述試験	口述試験
AP1：認知行動療法を中心に心理支援に関する高度な専門的知識と技能及び実践力を身に付け、心の健康の維持・増進とウェルビーイングの向上に対する関心 AP3：地域の保健医療分野、福祉分野、教育分野における心理支援、教育、研究を通して社会に貢献する意欲	面接試験	面接試験

(4) 一般選抜の出願資格

本専攻に出願することができる人は、以下の 1 から 11 のいずれかに該当する人で、かつ公認心理師法施行規則第 1 条の 2 に定める「大学における公認心理師となるために必要な科目」の単位を修得又は修得見込みの人、もしくは公認心理師法施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した人その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める人とする。

1. 大学を卒業した人又は受験年度の 3 月までに卒業見込みの人
2. 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された人及び受験年度の 3 月までに授与される見込みの人
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した人及び受験年度の 3 月までに修了見込みの人
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した人及び受験年度の 3 月までに修了見込みの人
5. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人及び受験年度の 3 月までに修了見込みの人
6. 文部科学大臣の指定した人（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）
7. 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得した人として認めた人
8. 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における

16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した人及び受験年度の3月までに修了見込みの人

9. 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された人及び受験年度の3月までに授与される見込みの人
10. 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した人にあつては、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた人
11. 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した人と同等以上の学力があると認めた人で、受験年度の3月までに22歳に達する人

(5) 推薦特別選抜(宮崎県就職希望枠)の出願資格

受験年度の3月までに学校教育法に基づく大学を卒業見込の人で、次の要件を全て満たす人とする。

1. 公認心理師法施行規則第1条の2に定める「大学における公認心理師となるために必要な科目」の単位を修得又は修得見込みの人
2. 志望するそれぞれの分野の専門教育を受け、学業成績が優秀で、出身大学の指導教員等が責任を持って推薦できる人
3. 教養教育科目を含んだ3年次までの科目の修得単位(教職課程科目及び単位認定科目は除く)の累積 GPA が3.2以上の人
4. 合格した場合には入学を確約できる人
5. 修了後は宮崎県で心理支援職として勤務することを希望する人

(6) 推薦特別選抜(社会人枠)の出願資格

宮崎県内の心理支援職として勤務しており、所属先の長から推薦を得ている社会人で次の要件を全て満たす人とする。

1. 公認心理師法施行規則第1条の2に定める「大学における公認心理師となるために必要な科目」の単位を修得している人、もしくは公認心理師法施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した人その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める人
2. 心理支援職として勤務しており、所属先の長が責任を持って推薦できる人
3. 合格した場合には入学を確約できる人

11. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員配置の考え方

入学定員6人（収容定員12人）に対して、表9のとおり7人の専任教員を配置し、そのうち3人を教授とする。教育研究実施組織の編制の考え方として、既存の医学部医学科臨床神経科学講座精神医学分野や教育学部教育臨床心理講座などの専任教員に加えて、実習等の教育体制を充実させるために新たに2人の教員を配置する。

また、本専攻は公認心理師の養成を目的としていることから、心理支援を実践するにあたって必要となる心理検査や各種心理療法等、心理学及び臨床心理学に関する専門的知識及び技能を修得させるための各科目の担当は、公認心理師資格又は医師免許を有し、認知行動療法に関する基礎研究や実践研究を専門とする教員や心理支援の臨床経験を豊富に有する教員であり、医学分野、教育学分野、心理学分野等の学位を取得している専任教員を配置する。

表9：専任教員の構成

専門分野	職位	氏名	保有学位	保有資格
臨床心理学	教授	立元 真	修士（教育学）	公認心理師
精神神経科学	教授	武田 龍一郎	博士（医学）	医師
臨床心理学	教授	境 泉洋	博士（人間科学）	臨床心理士 公認心理師
臨床心理学	准教授	久保 浩明	博士（心理学）	臨床心理士 公認心理師
臨床心理学	講師	尾崎 充希	博士（医学）	公認心理師
精神神経科学	助教	北島 和俊	博士（医学）	医師
臨床心理学	助教	岩本 佳那絵	修士（教育学）	臨床心理士 公認心理師

(2) 教員の年齢構成

本学の定年退職の年齢は 65 歳である【資料13】。完成年度（令和11年3月31日時点）における専任教員の年齢構成は 40～49 歳が4人、50～59 歳が2人、60～64 歳が1人となっており、教育研究を安定的に行うことができる体制となっている。

12. 研究の実施についての考え方、体制、取組

宮崎大学は、「世界を視野に、地域から始めよう」というスローガンを掲げて、宮崎地域の主軸高等教育機関として、教育、研究、国際化、医療、地域連携の重点5領域で地方創成を牽引している。また、宮崎大学未来Vision for 2040では4つの方針を策定している。

研究の方針は、「拓く：次代を担う研究で、地域の健康・安全と宮崎発の産業を先導する」であり、その下に4つの戦略を策定している。その戦略の一つが「命を預かり、健康と生活を支える中核拠点としての、地域全体のQOL向上への貢献」

である。また、第4期中期目標期間中に特に推進する3つの研究の柱の一つが「健康寿命日本一に向けた異分野融合研究」である。そして、この研究の柱の下に「精神神経障害の研究と自殺防止」、「生活習慣病及び血管・循環器疾患の予防と治療に関する研究」、「がん・難治性疾患の予防と診断・治療に関する研究」、「超高齢化社会における認知症予防等心身機能の維持・回復によるQOLの向上」などの研究プロジェクトが動いている。

これらの研究プロジェクトを含めた研究推進に向けた支援は、研究・産学地域連携推進機構が中心的な役割を担っている。研究・産学地域連携推進機構は、研究推進部門、研究基盤支援部門、産学・地域連携部門、知的財産・研究リスクマネジメント部門、産業人材育成部門、ヘルスケア研究部門とこれらの部門をマネジメントする機構事務部で構成されており、研究推進部門では、戦略的な外部資金（競争的研究資金）の獲得を目指し、科研費獲得に向けた学内説明会を開催したり、各種助成金の公募情報を提供したりしている。また、研究戦略に基づいた研究活動支援をさらなる強化に向けて、学長の下にリサーチ・アドミニストレーター室（URA室）を設置している。URA室の室長は、研究・企画担当理事であり、URA（リサーチ・アドミニストレーター）16人が、研究・産学地域連携推進機構や先端研究推進本部、IRセンター、各学部等と連携・協働しながら、研究活動の補助的支援のみならず、大学経営及び研究戦略の実行を担う中核機能として活動している。具体的には、研究構想形成、外部資金獲得戦略立案、産学官連携、知的財産マネジメント等を研究者と協働して推進し、研究者が研究に専念できる環境整備に従事している。

研究基盤支援部門においては、より良い教育研究環境の整備を図るために、分析機器による高度な研究支援と機関内外の教育研究設備の共用化・有効活用を推進している。さらに、令和7年度には総合技術センターを設置し、教育・研究・地域貢献を技術面から横断的に支援するとともに、技術職員の専門性を活かした研究力向上や異分野融合の推進に資する体制を整備している。本センターが設置されたことで、技術職員の専門性を活かした研究支援が展開されている。

産学・地域連携部門では、産学官連携事業の窓口として、共同研究やプロジェクト研究の推進、技術・研究相談、大学発ベンチャー企業の支援などを行っている。また、本学と産業界との連携を一層強化し、産業界との共創活動を通じて、地域の活性化、産業の振興及びそれを支える人材育成等に取り組み、地域社会の発展に寄与することを目的として、「産学共創会議」を令和5年度に設置した。「産学共創会議」は、県内企業と本学とのインターフェイスとして、企業からの意見や要望を大学の教育・研究の向上に反映させるとともに、産学共創によるオープンイノベーションを通じて、課題解決や企業人育成、人材確保等、地域及び産業の活性化を図っている。令和7年3月時点での会員は、特別会員4社、一般会員29社である。加えて、産学官連携の更なる充実に向けて、宮崎市の中心地に新設した「錦本町ひなたキャンパス」に「ひなたイノベーションハブ」を設置した。「ひなたイノベーションハブ」では、県内の企業及び地域等の課題解決を図るために、県内大学等の研究シーズの収集を行い、課題解決のための企業と大学等のプロジェクト（連携・協力、共同研究、受託研究、外部資金活用等）のマッチングや伴

走フォロー等を行うことで、県内産業の新技术や事業創出に貢献している。

以上のように本学では、研究者がより充実した研究環境で研究活動を行い、その成果を社会に還元することを実現するための研究支援体制が整っている。

13. 施設、設備の整備計画

(1) 大学院生研究室の整備

本専攻は、現有の木花、清武の2キャンパスのうち、木花キャンパスの教育学部・地域資源創成学部実験研究棟及び清武キャンパスの基礎臨床研究棟と臨床研究棟、総合教育研究棟を活用し、講義、演習、研究指導及び心理相談等を実施する。学内実習施設として心理相談室を清武キャンパスの臨床研究棟3階に1部屋（床面積24㎡）配置し、認知行動療法を中心とした心理療法及び心理面接、心理検査等を行う。心理相談室はパーティションで受付・来談者待合スペースと相談スペースを区切り運用する。心理相談室の隣室には教員研究室1部屋（床面積24㎡）を配置する。この教員研究室は事務室及び保管庫を兼ねており、検査道具や検査用紙等を保管する。また、相談記録等を扱うための専用のパソコンも設置する。

院生室は基礎臨床研究棟7階（床面積49㎡）に設置し、学生たちが学年を超えて交流できるように2学年（12人）合同で使用するものとし、また会議用テーブルや椅子、プロジェクター及びスクリーンを設置することでケース検討を実施できるように整備する。なお、院生室では共用パソコンとプリンター等の設置、その他の定型的な備品も備える。各自が有するパソコンのインターネットへの接続に対しても、大学内 LAN・無線 LAN が利用できる環境を整備している。

また、本専攻の特色として実践を通して多職種連携によるチームアプローチを学修することを目指しており、看護学専攻、医学科または教育学研究科の学生と一部合同で実施する科目を含んでいる。基本的に、看護学専攻または医学科の学生が参加する科目については、清武キャンパスの総合教育研究棟の講義室や附属病院のクリニカルクラークシップ・カンファレンスルーム等で実施する。教育学研究科の学生が参加する科目については木花キャンパスの教育学部・地域資源創成学部実験研究棟の講義室で実施する。

(2) 図書館等の資料及び図書館の整備計画

本学の附属図書館は、本館（木花キャンパス）及び医学分館（清武キャンパス）で構成され、図書、学術雑誌その他の教育研究上必要な資料を系統的かつ計画的に収集・整理している。全館での蔵書数は、図書622,586冊（うち外国書183,846冊）、学術雑誌15,106種（うち外国書4,489種）、電子ジャーナル6,658種（うち外国書6,658種）を有している。学術情報データベースはScopusやPubMed、CiNii Research等を提供している。本館、医学分館それぞれ1階にはディスカッションやグループワークによる自主的な学習が行えるアクティブゾーンを、2階には静かな環境で学習に取り組む従来型の図書館の機能を備えたサイレントゾーンを備え、利用者の学習スタイルによるゾーニングが実現されている。また、全館で1,057席の閲覧座席を備えている。

利用時間に関しては、表10に示すとおりである。医学分館では、学生等で申請があっ

た者は24時間の特別利用を可能としている。また、図書館及び図書館サービス全般に対するニーズを把握するためのアンケート調査を行い、その結果を図書館及び大学の運営に活用することとし、学生の利便性の向上を図っている。

表10：附属図書館の利用時間

	本館		医学分館	
	授業期	休業期	授業期	休業期
月曜日～ 金曜日	8:40～21:00	9:00～17:00	9:00～20:00	9:00～17:00
土曜日 ・日曜日	9:00～17:00	休館	13:00～17:00	休館
祝日	休館	休館	休館	休館

14. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的な計画

本学には地域資源創成学部、教育学部、農学部、工学部を有する木花キャンパスと医学部と附属病院を有する清武キャンパスの2つのキャンパスがある。本専攻の専任教員は、医学部教員と教育学部教員、安全衛生保健センター教員でもある。基本的に、科目担当者（責任者）が医学部教員である科目は清武キャンパス総合教育研究棟で実施し、教育学部教員または安全衛生保健センター教員である科目は木花キャンパスの教育学部・地域資源創成学部実験研究棟で実施する。また、本専攻の特色は、多職種連携によるチームアプローチを学修することであることから、看護学専攻、医学科または教育学研究科の学生と一部合同で実施する科目を含んでいる。原則として、看護学専攻または医学科の学生が参加する科目については、清武キャンパスの総合教育研究棟の講義室や附属病院のクリニカルクラークシップ・カンファレンスルーム等で実施する。教育学研究科の学生が参加する科目については木花キャンパスの教育学部・地域資源創成学部実験研究棟の講義室で実施する。なお、「心理的アセスメントに関する理論と実践」に関しては、科目担当教員である医学部教員が木花キャンパスに移動し、教育学研究科の学生と本専攻の学生との合同授業を行う。「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」に関しては、看護学専攻の学生と合同で実施する際は、当該学生が木花キャンパスに移動する。【資料12-1、12-2】

両キャンパス間の距離は、約2.5Kmであり、公共交通機関を利用して10分程度と近距離に立地している。また、本学ではキャンパス間の移動を考慮して、授業間の休憩時間を20分間と設定している。以上のことから、移動に際して大きな負担はないものと予測されるが、表7-1、表7-2（p35-37）に示すように、移動が最小限になるような時間割を組むことで、同一日内での学生・教員双方の、キャンパス間の移動の負担軽減を図る。

【資料12-1、12-2】

また、学生は、主指導教員が勤務するキャンパスの研究室で研究指導を受けることを原則とする。主指導教員が木花キャンパスに勤務している場合は、副指導教員や学生がキャンパスを移動することになる。ただし、研究内容や研究指導の必要に応じて、指導場所は柔軟に設定する。

15. 管理運営

健康科学研究科全体に関わる事項に関する審議は、宮崎大学基本規則第49 条第 3 項に基づき、研究科の重要事項を審議する研究科委員会を設置する。また、研究科委員会の諮問に応えるほか研究科の運営を円滑に行うために、研究科委員会の下に研究科委員会の審議事項を協議する組織として研究科運営委員会を設置する。今回、設置を計画している心理学専攻に関しても、既存の研究科委員会および研究科運営委員会において審議等を行う。加えて、心理学専攻には、心理学専攻会議を設置し、管理運営、教育課程の編成、教務・学生支援に関わる事項について審議する。

(1) 研究科委員会

- 1) 役割：研究科の独立性を確保し重要事項を審議するため設置。
- 2) 組織：研究科長、副研究科長、研究科専任教授及び医学部事務部長で構成。
- 3) 審議事項：
 1. 研究科の教員人事に関する事項
 2. 研究科の予算に関する事項
 3. 研究科の教育課程の編成に関する事項
 4. 研究科学生の入学及び修了に関する事項並びに学位の授与に関する事項
 5. 研究科学生の在籍に関する事項
 6. 研究科の教育研究活動等の改善など質の保証に関する事項
 7. 研究科に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項
 8. その他研究科の教育又は研究に関する重要事項
- 4) 議事：委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(2) 運営委員会

- 1) 役割：研究科の運営を円滑に行うために、研究科委員会の下に設置する。
- 2) 組織：研究科長、副研究科長、看護学専攻長および各コース長、心理学専攻長、医学部事務部長及び研究科長が必要と認める者（若干名）によって構成。
- 3) 審議事項：
 1. 研究科の教員人事に関する事項
 2. 研究科の教務及び学生支援に関する事項
 3. 学位審査、学位授与に関する事項
 4. 研究科の入学、転入学、転専攻、転教育コースに関する事項
 5. 研究科の予算に関する事項
 6. 研究科の将来構想に関する事項
 7. 研究科のFDに関する事項
 8. 研究科委員会から審議を付託された事項

9. その他委員会が必要とする事項

4) 議事：運営委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3) 心理科学専攻会議

1) 役割：心理科学専攻の運営を円滑に行うために、研究科委員会の下に設置する。

2) 組織：心理科学専攻長、専攻の専任教員、医学部事務係長及び専攻長が必要と認める者（若干名）によって構成。

3) 審議事項：

1. 専攻の教育課程の編成に関する事項
2. 専攻の教務及び学生支援に関する事項
3. 学位審査、学位授与に関する事項
4. 専攻の入学、転入学、転専攻に関する事項
5. 専攻の教育に関する内部質保証・向上に関する事項
6. 専攻の自己点検・評価に関する事項
7. 専攻の将来構想に関する事項
8. 研究科委員会から審議を付託された事項
9. その他委員会が必要とする事項

4) 議事：専攻会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(4) 事務組織

修士課程における事務は、医学部事務部で担当し、医学部事務部事務分掌規程において定められる事務を遂行する。

16. 自己点検・評価

(1) 実施体制

本学では、国立大学法人宮崎大学基本規則第55条に規定する自己点検・評価及び第三者評価、同規則第56条に規定する質保証を全学的に実施する組織として、全学質保証委員会、教育研究及び管理運営等に関する事項を所掌する全学委員会（全学的な観点から設けられた会議体も含む）及び部局（各学部・研究科及びセンター等）を位置づけている。

全学質保証委員会は、本学における内部質保証に係る業務の中核となる委員会として設置され、委員長を学長とし、理事、副学長、各部局長等で組織されている。同委員会では、自己点検・評価、外部検証、中期目標・計画、国立大学法人評価委員会が行う評価及び教育の質保証等に関して、関係部局等に協力を求めながら調査、検討及び取りまとめをおこない、教育研究評議会又は経営協議会へ付議するための原案について審議している。

上記の全学的に実施する組織の下に、中期目標・計画ごとに担当理事、担当委員会、担当部局（課）等を明確にした体制を取っている。このうち、宮崎大学教育質保証・向上委員会は、教育・学生担当副学長を委員長とし、学び・学生支援機構副機構長、各学部の教務担当副学部長等から組織されており、全学の教育に関する内部質保証の方針、点検・評価の基準、手順及び改善に関する手続等を定めるとともに、円滑な運営を図ることを目的としている。

また本専攻においては、健康科学研究科長を部局の責任者とし、心理科学専攻長を委員長として、修士課程教育の内部質保証・向上に関する事項、組織の自己点検・評価に関する事項等を審議する健康科学研究科心理科学専攻会議を設置し、上記各種全学委員会との協働体制を構築する。

(2) 実施方法、評価項目

全学質保証委員会の下、中期目標・計画ごとに担当理事、担当全学委員会、担当部局（課）等を明確にした体制において、各担当全学委員会等は、教育、研究、社会（国際）貢献及び業務運営等の点検項目について、進捗管理や根拠資料の収集を行い、同委員会において自己点検・評価を実施している。また、各部局における教育研究活動等の状況についても、毎年各部局が自己点検・評価を行い、自己評価報告書を作成し、全学質保証委員会に報告している。

全学質保証委員会は、自己点検・評価、第三者評価及び外部検証等の結果に基づき、改善等が必要と認められるものについて、その改善等に取り組むものとしている。各担当全学委員会等は改善等が必要な事項に関する対応方針及び対応措置の実施計画案を作成し、全学質保証委員会で承認の後、実施する。その中でも教育課程に関する事項については、当該教育課程を実施する部局が、関係する各担当全学委員会等と協議の上、策定・実施に携わるものとしている。対応措置の進捗状況は全学質保証委員会に報告し、進捗状況について更なる改善等が必要な場合には、その具体的方法を全学質保証委員会の議を経て学長が決定する仕組みとなっている。

(3) 結果の活用・公表

上記において作成した評価書及び報告書等については、社会への説明責任を果たすため、本学の公式ホームページにて公表している。

17. 情報の公表

(1) 全学的な取組

本学では、「世界を視野に、地域から始めよう」のスローガンの下、教育・研究や社会貢献等を展開する公的な高等教育研究機関として、社会に対し説明責任を果たすとともに、本学の存在意義を明確にし、社会の理解と支援を得ることを目的に、効果的かつ統一的な広報活動を推進するため、広報の基本方針*¹を定めている。本方針では、以下1. ～3. の実現により、「宮崎大学ブランド」の確立を目指すこととしている。

1. 生命科学、環境科学、エネルギー科学の分野における高度な学術研究と特色ある教育を担う総合大学として、その魅力を広く地域・社会に伝えるために、関係する個々のステークホルダーにとって有益で、かつ、活用しやすい広報に努める。また、活用された結果が大学運営にポジティブに反映されるように情報発信力の充実やステークホルダーとの関係の強化・改善に努める。
2. 産学官連携、地域・社会・海外等との連携を基軸に、持続的なネットワークを実現する情報発信・受信の拠点として機能するために、関係部門を活用して「対応型広報」から双方向対話型の「戦略的広報」へ転換を図り、宮崎大学を地域からアジアを始め世界に発信していくことを目指す。
3. 高等教育という公的使命を有する大学として、広報倫理に則り、広報内容、発信先と手段、発信のタイミング等に十分配慮し、責任の明確な広報体制の下に誠実に社会的説明責任を果たす。また、学内外関係者から広報に関する意見を聴取し、広報活動・体制について点検・評価を行い、継続的に改善していく。

この方針を受け、本学ウェブページでは、理念・目的として「全学及び各学部・研究科の教育方針^{*2}」、「研究戦略^{*3}」等の基本的な考え方のほか、中長期的な構想である「宮崎大学未来Vision for 2040^{*4}」を社会に示している。

＊1 宮崎大学トップページ＞広報・教職員採用情報＞広報＞広報の基本方針

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/mediadata/public/files/kouhou-kihonhoushin.pdf>

＊2 宮崎大学トップページ＞宮崎大学運営について＞公開情報＞法定公開情報＞学校教育法施行規則等に規定する情報＞卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針に関すること＞教育方針（教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）＞全学及び各学部・研究科の教育方針

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/de-policy/policy-f/index.html>

＊3 宮崎大学トップページ＞研究・産学官連携＞研究戦略

https://www.miyazaki-u.ac.jp/research/gaiyo_2025_kenkyusenryaku.pdf

＊4 宮崎大学トップページ＞大学案内＞宮崎大学未来Vision

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/futurevision/>

また、学校教育法第113条および学校教育法施行規則第172条の2に基づく法定公開情報として、以下1～13の情報を「学校教育法施行規則等に規定する情報」として一括提供している。

宮崎大学トップページ＞宮崎大学運営について＞公開情報＞法定公開情報＞学校教育法施行規則等に規定する情報

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/>

1. 大学の教育研究上の目的に関すること
2. 卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者

- の受入れに関する方針に関すること
3. 教育研究上の基本組織に関すること
 4. 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員の有する学位及び業績に関すること
 5. 入学者の選抜に関すること
 6. 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること
 7. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 8. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 9. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 10. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 11. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 12. 大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること
 13. 学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること

その他、以下に関する情報等をウェブページで公開している。

1. 学部・大学院等の設置計画に関する情報

宮崎大学トップページ>宮崎大学運営について>公開情報>学部・研究科等の設置・改組等に係る情報

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/setup.html>

2. 内部質保証に関する情報

宮崎大学トップページ>宮崎大学運営について>大学評価>本学の大学評価について

<https://jim-public.of.miyazaki-u.ac.jp/kikakuhyouka/gakugai/new/daigakuhyouka.html>

3. 大学機関別認証評価

宮崎大学トップページ>宮崎大学運営について>大学評価>認証評価

<https://jim-public.of.miyazaki-u.ac.jp/kikakuhyouka/gakugai/new/ninsyou.html>

(2) 健康科学研究科における取組

健康科学研究科心理科学専攻（修士課程）の情報は、本学ウェブサイトで公表する。
また、心理科学専攻の専任教員の研究活動状況は、本学ウェブサイトの研究者データベースにおいて公表する。

18. 教育内容の改善を図るための組織的な研修等

(1) 全学的な取組

本学は全学の教育質保証・向上委員会（委員長は教育・学生担当副学長）の下に、FD

専門委員会を組織し、①全学的なFDの実施計画の立案及び実施に関する事項、②各学部・研究科のFD活動への協力・支援に関する事項、③授業形態、学修状況の調査・研究に関する事項、④ネットワークを活用した教育環境・教育方法等の改善に関する事項、⑤教員教育活動表彰候補者の選考に関する事項、⑥その他FDに関し教育質保証・向上委員会から付託された事項について、審議・立案し、全学的なFD活動を推進している。FD専門委員会を運営する「学び・学生支援機構教育企画部門」では、教養教育、専門教育から大学院教育まで、大学教育の在り方に関する研究を中心に、教育方法、教育環境の改善に取り組んでおり、ディプロマ・ポリシーの達成及び教育力向上を図るためFD・SD研修会や新任教員等のための授業マネジメント研修会、学生参加のFD研修会を企画・運営し、授業内容・教育方法等の改善を図るための組織的な教育改善活動を行っている。さらに、教育質保証・向上委員会に提案または報告することにより、教育におけるPDCAサイクルを確実に機能させ、教育の内部質保証を担保する全学的な教学マネジメントを構築している。

また、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、新規採用者、係長、管理者等の対象別の研修のほか、英語研修、ハラスメント防止研修、広報研修など、大学職員に必要な知識・技能を習得及び向上させるためのSD活動を全学的に実施している。

(2) 健康科学研究科（現・看護学研究科）における取組

健康科学研究科（現・看護学研究科）のFD活動については、運営委員会が中心になってFDの実施計画を立案・実施している。したがって、心理科学専攻においても、健康科学研究科運営委員会のFD実施計画に従って教育内容の点検・改善に取り組む。なお、心理学専攻では独自に「学生による学修の振り返り」に基づく授業改善を推進するという全学の方針に則って、各授業科目について、学務情報システムを利用した「学生による学修の振り返り」を実施し、授業担当者はその結果をふまえてFD懇談会にて協議することで、教育内容・方法の質の点検と改善に取り組む。特に、学外実習施設における実習については、毎年度末に心理科学専攻専任教員及び実習生受入施設の実習指導者による「実習連絡協議会」を開催し、実習内容や指導計画、成績評価体制等、実習水準を確保するための方策などを協議し、実習内容の質の点検・改善に取り組む。

また、学生を対象とする修了時アンケートについては、専攻会議において選出した担当者が中心になって実施・集計を行い、その結果は、専攻会議及び研究科運営委員会に報告し、次年度以降の教育課程の編成や学生支援に生かす。

教員自身も「宮崎大学における教員の個人評価の基本方針」に基づき、教育、研究、社会貢献、管理運営の観点から自己点検・評価を実施する。具体的には、教員個人が「PDCA自己申告書（達成目標）」、「PDCA自己申告書（達成状況）」及び「教員個人評価のための自己申告書」を作成し、各専任教員が所属する学部・研究科の評価委員会に提出する。評価委員会は、提出された「教員個人評価のための自己申告書」の内容を「評価基準」に基づいて評点に換算し、「PDCA自己申告書（達成目標）」及び「PDCA自己申告書（達成状況）」と併せて検証及び評価を行う。教員の所属学部の学部長は、評価結果を教員個人に通知するとともに、特に高い評価を受けた教員に対して、一層の向

上を奨める。

設置の趣旨等を記載した書類（資料）

目次

資料 1	宮崎県公認心理師・臨床心理士会からの要望書.....	2
資料 2	養成する人材像と 3 ポリシーとの関連図.....	4
資料 3	カリキュラム一覧.....	5
資料 4	カリキュラムマップ.....	6
資料 5	カリキュラム・マトリックス.....	7
資料 6	研究指導のプロセス.....	8
資料 7	国立大学法人宮崎大学研究者等行動規範.....	9
資料 8	宮崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程.....	14
資料 9－1	宮崎大学医学部医の倫理委員会規程.....	25
資料 9－2	宮崎大学教育学部・教育学研究科研究倫理委員会規程.....	32
資料 10	実習施設一覧.....	44
資料 11	実習受入承諾書.....	45
資料 12-1	標準修業年限 2 年間の場合の時間割（案）.....	62
資料 12-2	長期履修 4 年間の場合の時間割（案）.....	63
資料 13	国立大学法人宮崎大学職員就業規則.....	65

資料1 宮崎県公認心理師・臨床心理士会からの要望書

2025年1月8日

国立大学法人 宮崎大学長
鮫島 浩 殿

宮崎県公認心理師・臨床心理士会
会長 今西 広嗣



宮崎大学における心理職の養成に関する要望書

宮崎県内の公認心理師・臨床心理士は、医療、福祉、教育、司法等、幅広い領域にて心理支援を行っており、物価上昇や人手不足等、厳しい状況にありながら、懸命に学びを深め質の高い心理支援に取り組んでいます。

現状、宮崎県公認心理師・臨床心理士会に所属する公認心理師・臨床心理士の多くは、他県で資格を取得し、家庭の事情等で宮崎に戻った・赴任したことがきっかけで、宮崎県で活動しているという状況です。公認心理師の登録者数を見ても2024年9月末日において440人、臨床心理士の登録者は、2023年6月1日時点で、146名と全国においても非常に少ない部類に入ります。

公的機関の心理職、障害福祉領域においても、公認心理師・臨床心理士を募集しても県内の公認心理師・臨床心理士はすでに就職して働いており、応募がなく、他県に求人を出すも応募がないという現状もあり、現場での公認心理師・臨床心理士等の心理職不足は深刻であるといえます。

県内には、公認心理師養成機関が1校、九州医療科学大学に臨床心理学部があり、公認心理師養成を行っていますが、大学院がないため県外の大学院に行く必要があり、貴重な人材が県外に流失している状況です。

つきましては、質の高い心理支援を継続するためにも、公認心理師・臨床心理士の養成につきまして、格別のご高配を賜りますよう強く要望いたします。

記

1. 宮崎大学における公認心理師・臨床心理士の養成課程の設置を要望します。

宮崎県内では、全国的にも心理職の数が少ない県であり、求人を出しても他県からの応募がない状況です。また公認心理師・臨床心理士の養成機関が県外に多いこともあり、優秀な人材の流失がおきているなど、現場での公認心理師・臨床心理士等の心理職不足は深刻です。

そのため心理職の県外流出や、人材不足の解消のため、安定的な人材育成を行っていただきたく、公認心理師・臨床心理士の養成課程の設置を要望します。

これにより、県外への優秀な人材の流出予防や、県内の心理職の人材不足が解消することで、県民への安定した心理支援を行うことができることが考えられます。

2. 宮崎大学における大学院、博士後期課程の設置を要望します。

全国的に、メンタルヘルスの不調を訴える方が増加している現状の中、宮崎県においては、全国でも高い自殺率という課題を有しています。そのため、質の高い心理支援のみならず、現場で実践的な課題に取り組むことのできる人材の育成が必要であると考えられます。

そのため、宮崎大学において、公認心理師・臨床心理士養成課程のみならず、大学院、博士後期課程の設置を要望します。

これにより、専門知識のみならず、高度な問題解決能力や論理的思考力を身につけることが期待でき、実践的な課題に取り組むことのできる質の高い心理支援が行える公認心理師・臨床心理士を養成することが期待できます。

3. 宮崎大学におけるリカレント教育の実施を要望します。

宮崎県内において、心理職の現場において、公認心理師・臨床心理士以外の民間のカウンセラー資格を持つ方が採用されているという現状があり心理支援の質の低下が懸念されます。また宮崎県は、都市部に比べ研修等の数が少なく、オンライン研修などの機会は増えていますが、卒業後、安定した自己研鑽の機会が得られないのが現状です。

そのため、質の高い心理支援を行える公認心理師・臨床心理士を確保できるよう、リカレント教育の実施を要望します。

これにより、就職後も自己研鑽の機会を増やし、県民の求めるニーズに耐えられる公認心理師・臨床心理士が増えることで、宮崎県民のメンタルヘルスの質の向上に資することが期待できます。

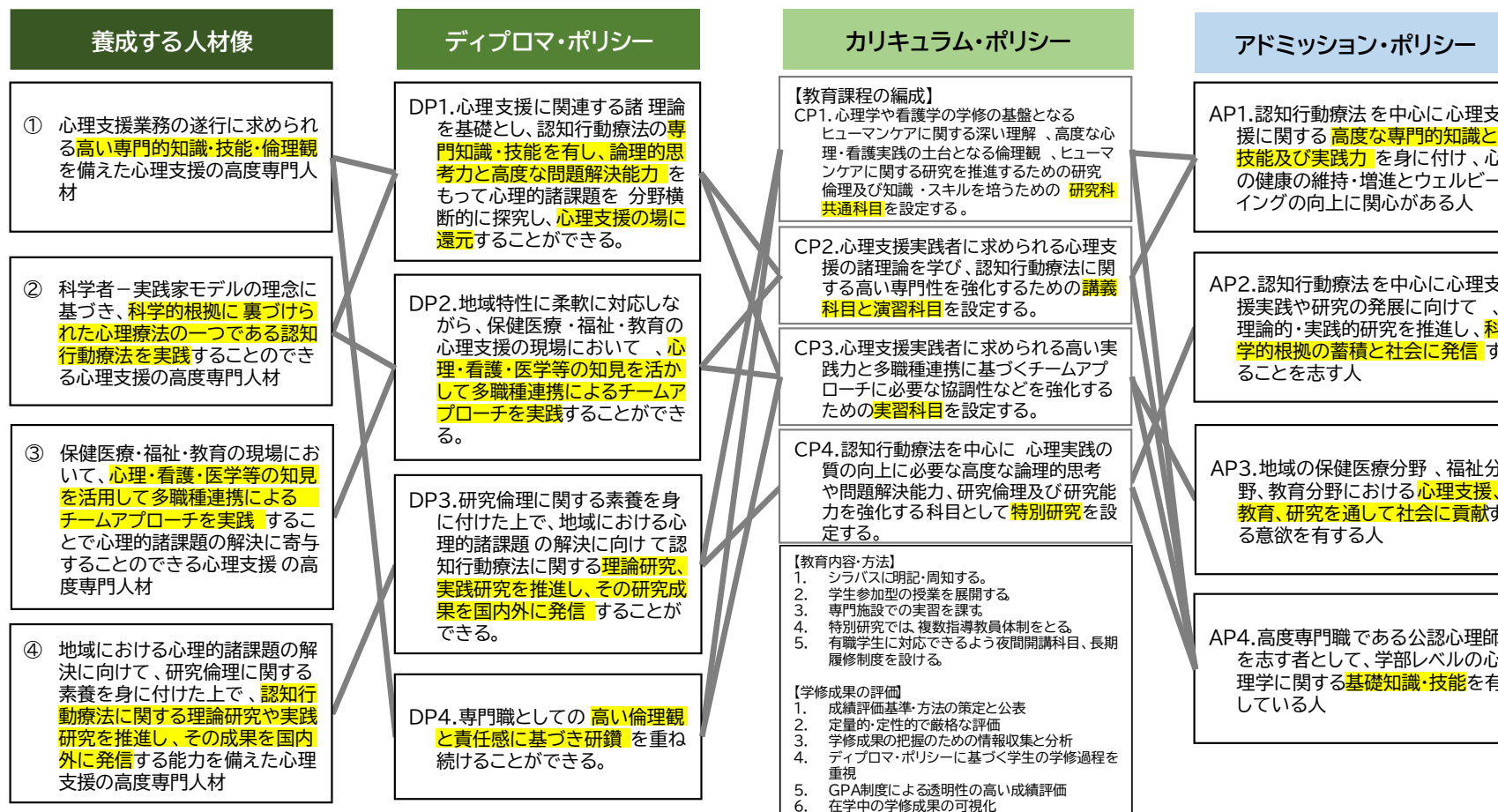
以上

資料2 養成する人材像と3ポリシーとの関連図

【理 念】

宮崎大学大学院健康科学研究科心理科学専攻では、科学者－実践家モデル[※]に基づいて、科学的根拠に裏づけられた心理療法である認知行動療法を実践することのできる高い専門的知識と技能を修得するとともに 高い倫理観と責任感を兼ね備え、心理支援のリーダーとして地域社会の心理学的な課題の解決に寄与できる人材を養成する。

[※]科学者としての客観的知識や研究能力と 実践家としての実務能力や人間性の両方を兼ね備えた 高度な専門家を育成する理念であり、心理臨床の専門家の在り方として世界的に広く浸透している



資料3 カリキュラム一覧

科目区分	法	合同	科目名	授業形態	必修選択	単位数	配当学年・学期	担当者イメージ
共通研究科目		看	臨床倫理実践論	講義	必修	2	1・前	専任、兼任
		看	健康科学研究方法論	講義	必修	2	1・前	専任、兼任
専門科目	理論と支援科目	✓	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	講義・演習	必修	2	1・前	専任
		✓	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	講義・演習	必修	2	1・後	専任
		✓	福祉分野に関する理論と支援の展開	講義	必修	2	1・後	専任
		教	教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	講義	必修	2	1・前	専任
		✓	教育分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	講義・演習	必修	2	2・前	専任
		✓	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	必修	2	2・前	兼任
		看	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義・演習	必修	2	1・後	専任
	理論と実践科目	教	心理的アセスメントに関する理論と実践	講義・演習	必修	2	1・前	専任
		✓	心理支援に関する理論と実践	講義・演習	必修	2	1・後	専任
		教	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	講義・演習	必修	2	2・前	専任
		✓	心の健康教育に関する理論と実践	講義	必修	2	1・後	専任
	実習科目	✓	心理実践実習ⅠA(基礎実習)	実習	必修	1	1・通	専任、兼任
		教	心理実践実習ⅠB(教育・福祉)	実習	必修	2	1・前	専任
		✓	心理実践実習ⅠC(保健医療)	実習	必修	2	1・後	専任、兼任
		✓	心理実践実習ⅠD(産業・労働、司法・犯罪)	実習	必修	1	1・通	専任、兼任
		医	心理実践実習ⅡA(GSV・ケースカンファレンス)	実習	必修	1	2・通	専任
		教	心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	実習	必修	1	2・後	専任
		✓	心理実践実習ⅡC(保健医療)	実習	必修	2	2・前	専任、兼任
特別研究科目			心理科学特別研究Ⅰ	演習	必修	2	1・後	専任
			心理科学特別研究Ⅱ	演習	必修	4	2・通	専任

注1) 法：公認心理師法第7条第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目

注2) 合同：他研究科の学生との合同実施（看：看護、医：医学、教：教育）

資料4 カリキュラムマップ

受講時期 科目区分	1年		2年	
	前期	後期	前期	後期
研究科共通科目	臨床倫理実践論			
	健康科学研究方法論			
理論と支援科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ		
	教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	福祉分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
理論と実践科目	心理的アセスメントに関する理論と実践	心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	
		心の健康教育に関する理論と実践		
実習科目	心理実践実習ⅠA(基礎実習)		心理実践実習ⅡA(GSV・ケースカンファレンス実習)	
	心理実践実習ⅠB(教育・福祉)	心理実践実習ⅠC(保健医療)	心理実践実習ⅡC(保健医療)	心理実践実習ⅡB(教育・福祉)
	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪、産業・労働)			
特別研究科目		心理科学特別研究Ⅰ	心理科学特別研究Ⅱ	

資料5 カリキュラム・マトリックス

【理 念】

宮崎大学大学院健康科学研究科心理科学専攻 では、科学者－実践家モデルに基づいて、科学的根拠に裏づけられた心理療法である認知行動療法を 実践することのできる高い専門的知識と技能を修得するとともに、高い倫理観と責任感を兼ね備え、心理支援のリーダーとして地域社会の心理学的な課題の解決に寄与できる人材を養成する。

ディプロマ・ポリシー

DP1.心理支援に関連する諸理論を基礎とし、認知行動療法の専門知識・技能を有し、論理的思考力と高度な問題解決能力をもって心理的諸課題を分野横断的に探究し、心理支援の場に還元することができる。

DP2.地域特性に柔軟に対応しながら、保健医療・福祉・教育の心理支援の現場において、心理・看護・医学等の知見を活かして多職種連携によるチームアプローチを実践することができる。

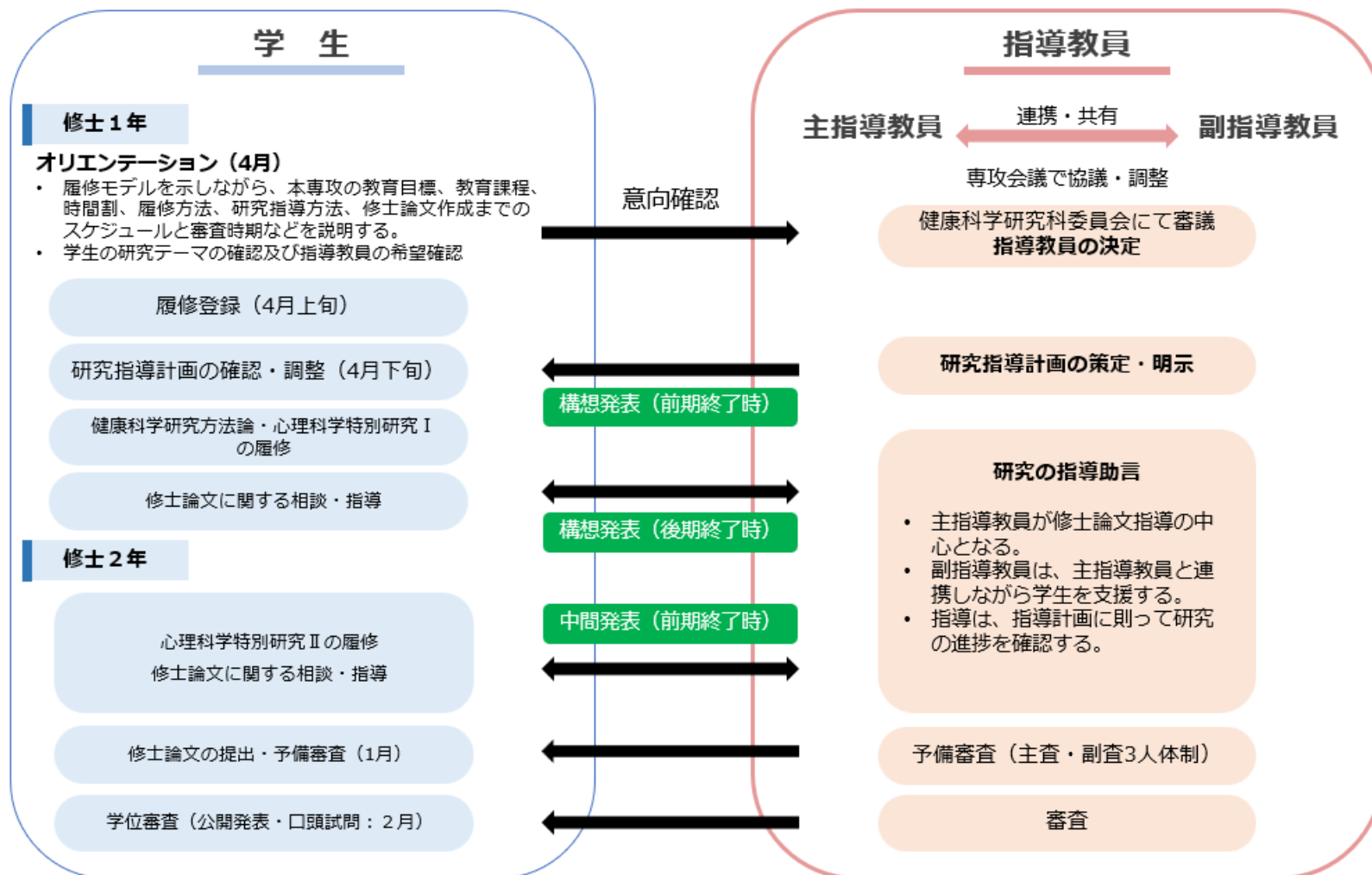
DP3.研究倫理に関する素養を身に付けた上で、地域における心理的諸課題の解決に向けて認知行動療法に関する理論研究、実践研究を推進し、その研究成果を国内外に発信することができる。

DP4.専門職としての高い倫理観と責任感に基づき研鑽を重ね続けることができる。

科目区分	法	科目名	授業形態	必修選択	単位数	ディプロマ・ポリシー			
						1	2	3	4
共通科目		臨床倫理実践論	講義	必修	2				◎
		健康科学研究方法論	講義	必修	2			◎	
専 門 科 目	理論と支援科目	✓ 保健医療分野に関する理論と支援の展開 I	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 保健医療分野に関する理論と支援の展開 II	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 福祉分野に関する理論と支援の展開	講義	必修	2	◎	◎		
		✓ 教育分野に関する理論と支援の展開 I	講義	必修	2	◎	◎		
		✓ 教育分野に関する理論と支援の展開 II	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	必修	2	◎	◎		
		✓ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義・演習	必修	2	◎	◎		
	理論と実践科目	✓ 心理的アセスメントに関する理論と実践	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 心理支援に関する理論と実践	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	講義・演習	必修	2	◎	◎		
		✓ 心の健康教育に関する理論と実践	講義	必修	2	◎	◎		
	実習科目	✓ 心理実践実習 I A(基礎実習)	実習	必修	1	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 I B(教育・福祉)	実習	必修	2	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 I C(保健医療)	実習	必修	2	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 I D(産業・労働、司法・犯罪)	実習	必修	1	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 II A(GSV・ケースカンファレンス)	実習	必修	1	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 II B(教育・福祉)	実習	必修	1	◎	◎		◎
		✓ 心理実践実習 II C(保健医療)	実習	必修	2	◎	◎		◎
特別研究科目		心理科学特別研究 I	演習	必修	2			◎	
		心理科学特別研究 II	演習	必修	4			◎	

注1) 法：公認心理師法第7条第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目

資料6 研究指導のプロセス



資料7 国立大学法人宮崎大学研究者等行動規範

○宮崎大学研究者等行動規範

〔平成27年4月23日〕
決 定

1. はじめに

宮崎大学(以下「本学」という。)は、学術・文化・技術に関する知的遺産の継承と発展、深奥な学理の探求を目指し、社会の要請に応え得る人材の育成を使命としている。また、学問の自由の下、研究者の主体的な判断に基づき、社会の信頼と負託を前提に研究活動を推進する重大な責務を有している。これら研究活動とその成果が社会に与える影響は広大で深遠であるため、研究者は社会に対する説明責任を果たすとともに、その行動を自ら厳正に律しなければならない。

研究活動における不正行為(研究費の不正使用を含む。以下同じ。)は、真理の探求を積み重ね、新たな知を創造していく科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を損ない、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼし、本学の名誉と社会的信頼を傷つけるものであり許されることではない。

本方針は、本学に所属する者による研究上の不正行為を未然に防止し、不正行為が生じた場合の適切かつ迅速に対処すること及び再発を防止することを目的とするとともに、本学の研究者等が守るべき行動規範を定めるものである。

2. 研究者の行動規範

研究者の行動規範は、本学の研究者として活動する上で、科学の健全な発展のため、自律的に研究を進め、研究者個人の自律性に依拠する全ての学術分野に共通する規範として定める。

(研究者の基本的責任)

第1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を有することを自覚する。

(研究者の姿勢)

第2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

第3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術

と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

第4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

第5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

第6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

（研究活動）

第7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改竄、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（複数の研究者による研究活動）

第8 研究者は、共同研究において、研究組織の個々の研究者等の役割分担・責任を明確化する。また、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある研究代表者は、研究活動や研究成果を適切に確認する。

（若手研究者等への指導）

第9 研究者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等を行う。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

第10 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

第11 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

第12 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

第13 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

第14 研究者、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

第15 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令の遵守)

第16 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守するとともに、研究費は公的資金であること認識し、適切に使用する。

(差別の排除)

第17 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重す

る。

(利益相反)

第18 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(安全保障輸出管理)

第19 研究者は、研究を遂行する上で、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

3. 事務職員の行動規範

第1 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させ、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を行う。

第2 公的研究費の使用ルール及び各種規程等を理解し、遵守する。また、研究者からの相談を進んで受け、適正かつ適切な使用を進める。

第3 日常の書面監査並びに定期及び随時の内部監査を行い不正防止に努めるとともに、不正行為につながる要因を検討し、今後の運用に活かす。

第4 公正な取引を確保し、法令その他の規則等違反となるような行為は行わない。

第5 契約の締結等により知り得た取引先の機密情報について、漏洩等がないよう細心の注意を払い、厳正に管理する。

4. 本学教職員、学生及び関係者の遵守事項

本学の教職員、学生その他本学の施設設備を利用するすべての者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捏造、改竄、盗用及び研究費の不正使用などの不正行為をしてはならないこと。
- (2) 不正行為に加担してはならないこと。
- (3) 第三者に対して不正行為をさせてはならないこと。
- (4) 不正行為が行われようとしていることを知ったときにそれを防止するよう努めること。

5. 研究活動における不正行為に対する対応

本学は、研究活動における不正行為を防止し、不正行為に起因する問題が生じた場合に適

切かつ迅速に対応するため、宮崎大学研究公正委員会(以下「委員会」という。)及び宮崎大学公的研究費不正防止計画推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

委員会は、学術研究のあらゆる面において不正行為を許さない環境を醸成するとともに研究者倫理を周知するために教育・啓発活動を行う。

推進室は、公的研究費の不正防止計画に基づき不正使用の防止に努めるとともに、不正使用防止に関する教育・啓発活動等を行う。

附 則

- 1 この規範は、平成27年4月1日から運用する。
- 2 研究活動の不正行為への基本的対応方針(平成19年2月22日決定)、宮崎大学研究者行動規範(平成24年2月23日決定)、宮崎大学研究者行動規範実現のための指針、宮崎大学における研究活動のガイドラインは、廃止する。

資料8 宮崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程

○宮崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程

平成 27 年 3 月 26 日

全改

宮崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程（平成 19 年 2 月 22 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、宮崎大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより起こる、次の各号に掲げる研究活動上の不適切な行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他の不正行為 二重投稿及び不適切なオーサiershipその他の科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

2 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者、研究活動を行う本学の学生及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

3 この規程において「部局等」とは、学部、工学教育研究部、研究科、学び・学生支援機構、研究・産学地域連携推進機構、国際連携機構、先端研究推進本部の下に置く各センター、IRセンター、総合技術センター、医学部附属病院、安全衛生保健センター、情報基盤センター及び事務局をいう。

（研究者等の責務）

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（統括責任者）

第4条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

（研究倫理教育責任者）

第5条 部局等に研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、部局等の長をもって充てる。

3 研究倫理教育責任者は、所掌する部局等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

4 研究倫理教育責任者は、所掌する部局等における研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

（研究公正委員会の設置）

第6条 本学に、研究者等による不正行為に対処するため、研究公正委員会（以下「公正委員会」という。）を置く。

2 公正委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1） 研究企画・担当理事

（2） 各学部研究担当副学部長

（3） 学長が必要と認めた者（外部有識者を含む。） 若干人

3 前項第3号に規定する委員のうち外部有識者については、学長が委嘱する。

4 委員長は、研究・企画担当理事をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

5 委員長は、公正委員会の業務を統括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。

7 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

8 公正委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

9 公正委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（公正委員会の職務）

第7条 公正委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

（1） 研究倫理についての研修、教育の企画及び実施に関する事項

（2） 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項

（3） 研究者等の不正行為の調査に関する事項

（4） その他研究倫理に関する事項

（告発の受付窓口）

第8条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、研究・産学地域連携推進機構事務部研究推進課に受付窓口を置くものとする。

(告発の受付体制)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、受付窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。

3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、委員長と協議の上、これを受け付けることができる。

4 受付窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び委員長に報告するものとする。学長は、当該告発に関係する部局等の長に、その内容を通知するものとする。

5 受付窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、受付窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、受付窓口は学長及び委員長に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、学長又は委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(受付窓口の職員の義務)

第11条 告発の受付に当たっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 受付窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

第12条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 学長及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長又は委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 部局等の長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第14条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第15条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に

何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及びその主務官庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査の実施)

第 16 条 第 9 条に基づく告発があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3 名の委員によって構成するものとし、委員長が公正委員会の議を経て指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第 17 条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第 18 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を公正委員会に報告する。

- 2 公正委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 公正委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 公正委員会は、本調査を実施しないことを決定したときはその理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 公正委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関及びその主務官庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第 19 条 公正委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者とし、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 公正委員会の委員長又はその指名した公正委員会の委員 1 名

(2) 委員長が公正委員会の議を経て指名した者 若干人

(3) 法律の知識を有する者 1 名

(本調査の通知)

第 20 条 公正委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、公正委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 公正委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 21 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 22 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 23 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 24 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 25 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 26 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 21 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

第 27 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 28 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・

科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 29 条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及びその主務官庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 30 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第 19 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及びその主務官庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 31 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 4 学長は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及びその主務官庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 32 条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、告発者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(本調査中における一時的措置)

第 33 条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第 34 条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第 35 条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 36 条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 37 条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、国立大学法人宮崎大学職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及びその主務官庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 38 条 公正委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定され

た場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する部局等の長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

3 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及びその主務官庁に対して報告するものとする。

（雑則）

第 39 条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

資料 9－1 宮崎大学医学部医の倫理委員会規程

○宮崎大学医学部医の倫理委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日

制定

(目的)

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部（宮崎大学医学部附属病院を含む。以下「本学部」という。）の教授、准教授、講師、助教、助手、看護部長、副看護部長及び看護師長（以下「研究者等」という。）が行う人間を対象とした医学研究等（人体由来の細胞や組織などの試料及び情報を用いる研究も含む。）（以下「研究等」という。）において、世界医師会が採択したヘルシンキ宣言、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針、遺伝子治療等の臨床研究に関する倫理指針の趣旨に添う医の倫理的配慮を図るべく、公正中立な研究倫理審査を行うことを目的とする。

(委員会の設置)

第 2 条 本学部の前条の目的を達成するため、宮崎大学医学部医の倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、医学部及び医学部附属病院の教授のうちから、公正中立な審査の遂行に適した者を医学部長が指名し、委嘱するものとする。

2 副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は申請者が委員長であるとき又は委員長に不測の事態が生じたときは、その職務を代行する。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 委員長

(2) 医学科基礎系医学講座教授

(3) 医学科臨床系医学講座及び医学部附属病院所属教授

(4) 看護学科教授

(5) 本学部以外の法律学の専門家、一般の立場を代表する者等

(6) 委員長が必要と認めた者

2 遺伝子治療等臨床研究に関する倫理指針に基づいた研究の審査を行うに当たっては、前項に掲げる委員に加え、基礎医学系（分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学、病理学等）の教員で組織する。

3 前項委員は、第 1 項第 2 号委員が兼ねることができる。

4 委員会は男女両性で、かつ 5 人以上の委員により構成されなければならない。

5 第 1 項第 2 号から第 6 号まで及び第 2 項第 1 号に掲げる委員は、教授会の議を経て医

学部長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第5号に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

ただし、その任期の末日は、委嘱した医学部長の任期の末日以前でなければならない。

2 医学部長が第3条第1項に基づき、あらたに委員長を指名したときは、前任の委員長は辞任したものとする。

(委員会の審査等)

第6条 委員会は、研究者等から申請された研究等の実施計画とその成果の公表予定の内容を倫理的・科学的妥当性の観点から審査し、研究等の実施に伴う諸問題等について審議するものとする。審査等を行うに当たっては、関連指針や法令等の内容に留意しなければならない。

2 審査等の方法及び運用等については、別に定める。

(議事)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる要件を満たさなければ会議を開くことができない。

- (1) 自然科学の有識者が含まれていること
- (2) 人文・社会科学の有識者が含まれていること
- (3) 一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること
- (4) 宮崎大学医学部及び同医学部附属病院に所属しない者が複数含まれていること
- (5) 男女両性で構成されていること
- (6) 5人以上出席していること

2 会議の方法は、出席委員の対面審議による会議審査と、電子審査システム上の審議による電子会議審査がある。委員長は、電子会議審査の結果を会議審査で報告することとする。

3 遺伝子治療等臨床研究に関する倫理指針に基づいた研究の審査を行うに当たっては、委員会は、第1項に規定するほか、第4条第2項委員が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の運用等については、別に定める。

5 委員長が必要と認めるときは、審査申請をした研究者等に出席を求め、実施計画の内容等の説明並びに意見の聴取をすることができる。

(判定)

第8条 委員会による審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。出席委員全員の合意を原則とし、全会一致の議決が困難な場合の議決方法としても、必ず下記のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 不承認
- (3) 継続審査
- (4) 非該当

(5) 停止

(6) 中止

2 審査結果の表示の方法等については、別に定める。

(審査資料の保管)

第9条 審議経過及び判定の結果等、審査に関する資料については、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針により定められた期間、医の倫理委員会事務局が保管する。

2 審査資料の保管の方法等については、別に定める。

(審査概要等の公表)

第10条 前条の記録の概要等については、原則として公開するものとする。ただし、試料等の提供者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護に支障が生じる恐れがある部分は申し出ることとし、委員会の決定により非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(迅速審査)

第12条 委員長があらかじめ指名した委員により迅速審査を行うことができるものとする。

2 迅速審査の方法と運用等については、別に定める。

3 委員長は、第1項の審査を行った場合は、審査結果を委員会委員に報告するものとする。

4 第1項の審査結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、委員会を開催し、当該事項について審査するものとする。

(軽微な変更)

第13条 研究計画書の軽微な変更のうち、委員会が認めた事項は、委員会事務局で確認の上、委員会への報告事項として取り扱うことができる。

2 報告事項として取り扱うことができるものは、別に定める。

(有識者の招聘)

第14条 特別な配慮を必要とする者を研究対象者とするなど、特定の事項を含む研究の審査を行う際は、必要に応じて関連する識見を有する者に意見を求めなければならない。

2 当該有識者は、委員長が指名する。

3 当該有識者は、委員長の要請に基づき委員会に出席し意見を述べることはできるが、審査の判定に加わることはできない。

(申請及び審査結果)

第15条 研究等を行う研究者等は、事前に医の倫理審査申請書に関係書類を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員長は、審査終了後、審査結果を医の倫理審査結果通知書により、当該研究者等に通知しなければならない。

3 各項に掲げる様式については、別途手順書に定める。

(研究者等の報告義務)

第 16 条 研究者等は、次に掲げる事項について、所定の様式により、委員会及び医学部長に報告しなければならない。なお、報告の方法等については、別に定める。

- (1) 承認された研究等についての 1 年度ごとの進捗状況
 - (2) 承認された研究等について、研究等を終了又は中止した旨及び結果の概要
 - (3) 承認された研究等の実施中に発生した重篤な有害事象の内容
- (調査)

第 17 条 委員会は実施中又は終了した臨床研究について、その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。調査結果については、医学部長に報告するものとする。

(守秘義務)

第 18 条 委員会の出席者は、委員会で知り得た情報を正当な理由なくして漏洩してはならない。なお、委員を退いた後も同様とする。

(本学部以外の学内部局からの依頼に基づく審査)

第 19 条 委員会は、第 6 条に規定する審査のほか、本学部以外の学内部局の研究者等が実施する研究等で、当該部局の長から文書による依頼がある場合は、本学部の審査業務に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、審査を行うことができる。

2 審査の運用等については、別に定める。

(多機関共同研究に係る審査)

第 20 条 委員会は、第 6 条及び前条に規定する審査のほか、本学部研究責任者が関与する多機関共同研究で、宮崎大学（以下「本学」という。）以外に所属する研究代表者から依頼がある場合は、審査を行うことができる。

2 前項に規定する審査を依頼しようとする他の機関に所属する研究代表者は、事前に、審査依頼書を、委員会事務局に提出しなければならない。

3 審査の運用等については、別に定める。

(他の機関に所属する研究者が実施する研究における依頼に基づく審査)

第 21 条 委員会は、第 6 条及び前 2 条に規定する審査のほか、他の機関に所属する研究者（以下「他機関研究者」という。）から依頼がある場合は、本学部の審査業務に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、審査を行うことができる。

2 前項に規定する審査を依頼しようとする他機関研究者は、事前に、審査依頼書を、委員会事務局に提出しなければならない。

3 審査の運用等については、別に定める。

(研究倫理審査手数料)

第 22 条 前条に規定する審査を依頼する他機関研究者は、初年に係る研究倫理審査手数料として、1 件につき 171,500 円（税込）を本学が発行する請求書により所定の期日までに納付しなければならない。

2 前項に規定する研究倫理審査手数料を納付した他機関研究者が2年目以降の審査の継続を希望する場合は、年間研究倫理審査手数料として、1件につき82,500円(税込)を本学が発行する請求書により所定の期日までに納付しなければならない。

3 既納の研究倫理審査手数料は、返還しない。

(事務)

第23条 委員会の事務は、委員会事務局において処理する。

2 委員会事務局の運営に関し必要な事項は、別に定める

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年2月22日から施行する。

2 この規程施行前に既に第4条第1項委員として委嘱されていた委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

3 この規程施行後、最初に委嘱される第4条第1項委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。ただし、第4条第1項第2号及び第3号の各1名の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成18年9月6日から施行する。

2 第1条及び第2条の規定にかかわらず、他部局で行われるヒトゲノム・遺伝子解析研究については、当分の間、当該部局長の依頼に基づき本委員会で審査を行うことができる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 宮崎大学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

2 この規程施行後、新たに第 4 条第 1 項第 5 号により委嘱される委員の最初の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 13 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

資料 9－2 宮崎大学教育学部・教育学研究科研究倫理委員会規程

○宮崎大学教育学部・教育学研究科研究倫理委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制定

(設置)

第 1 条 宮崎大学教育学部・教育学研究科（以下「本学部等」という。）に、本学部等の教員、大学院生及び学生が人を対象として行う研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究が、「ヘルシンキ宣言（世界医師会）」及び日本国憲法の趣旨に沿って実施され、倫理的配慮のもとに計画されているか審査するため、宮崎大学教育学部・教育学研究科研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(申請の手続き)

第 2 条 研究計画の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第 1 号の倫理審査申請書、様式第 2 号の研究の対象となる者（以下「研究協力者」という。）への趣旨説明書、様式第 3 号の研究協力者同意書を添えて、学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）に提出しなければならない。ただし、申請者が大学院及び学部の学生である場合は、指導教員が学部長等に提出するものとする。

2 研究協力者同意書は、研究方法、対象者を勘案して、適宜変更ができるものとする。

3 学部長等は、第 1 項の申請があったときは、速やかに委員会に諮問するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長（研究担当）
- (2) 倫理・哲学関係教員 1 人
- (3) 法律学の専門家等人文・社会科学の有識者 1 人
- (4) 関連分野の教員 3 人
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第 2 号から第 5 号までの委員は、学部長等が任命する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 1 項第 1 号の委員をもって充て、副委員長は同項第 2 号又は第 3 号の委員から学部長等が指名する。

4 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

5 副委員長は、申請者が委員長であるとき又は委員長に不測の事態が生じたときは、その職務を代行する。

(審査の対象)

第 4 条 委員会は、人を直接の対象とする研究に関して申請された研究計画の内容を、次に掲げる倫理的観点に基づいて審査を行うものとする。

- (1) 研究協力者の人権への配慮
- (2) 研究によって生ずる研究協力者への不利益及び危険性に対する配慮
- (3) 研究協力者又はその家族等に理解を求め同意を得る方法
- (4) 個人情報保護する方法

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席によって成立し、審査の判定は、出席者の 3 分の 2 以上の合意によって決する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、持ち回り審査の上、委員長が判定し、これを事後に委員会に報告しなければならない。

- (1) 審査が急を要するもの
- (2) 事例に基づいて審査結果が明瞭に推定できるもの

(3) 他の審査機関の審査を受けて承認を得ているもの

(4) 研究計画書に軽微な変更を加えるもの

2 委員は、自己の研究計画に関わる審査に参加することはできない。

(審査の判定区分)

第6条 審査の判定は、次に掲げる区分によるものとする。

(1) 承認

(2) 条件付き承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

2 承認の場合は、研究を実施することができる。条件付き承認、変更の勧告、不承認である場合には、それぞれの条件、変更すべき内容、不承認の理由を申請者に明示しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 委員長は、審査終了後、速やかに審査判定の結果を学部長等に答申しなければならない。

2 学部長等は、前項の答申に基づき、速やかに申請者に様式第4号の倫理審査結果通知書を交付しなければならない。なお、承認番号は、審査の判定が承認の場合にのみ記載する。

(再審査)

第8条 申請者は、審査の判定結果に対し異議のある場合は、倫理審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に再審査を申請することができる。

2 再審査の申請は、様式第5号の再審査申請書により行わなければならない。

(研究計画の変更)

第9条 申請者は、承認された研究計画に変更等が生じたときは、速やかに様式第6号の研究計画変更申請書を学部長等に提出するものとする。

2 学部長等は、前項の申請があったときは、速やかに委員会に諮問するものとする。

3 委員長は、審査終了後、速やかに審査結果を学部長等に答申するものとし、学部長等は答申に基づき、様式第7号の倫理審査結果通知書(変更)を申請者に交付するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。なお、委員を退いた後も同様とする。

(記録の保持期間)

第11条 委員会の審査に関する書類の保存期間は、10年とする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、学部事務部総務係において処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月22日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

(様式第 1 号)

受付番号 YYY-〇
(年度－何例目)

倫理審査申請書

年 月 日

宮崎大学教育学部長 殿
(宮崎大学大学院教育学研究科長)

申請者 所属
職名
氏名

宮崎大学教育学部・教育学研究科研究倫理委員会規程に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 研究課題名	
2. 研究責任者	所属 職名 氏名
3. 共同研究者	所属 職名 氏名
4. 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5. 研究の目的及び研究成果の発表形式（卒業論文、課題研究、修士論文、紀要、学術雑誌等）	
6. 研究計画（研究実施場所、所要時間について記入のこと。特殊装置等の使用の有無も明記のこと。）	
7. 研究の対象となる者（以下「研究協力者」という。）（予定）の内容（人数、年齢等）	

8. 倫理上の配慮

①研究協力者の人権擁護のための配慮

②研究によって生じる研究協力者への不利益および危険性に対する配慮

③研究協力者又はその家族等に理解を求め同意を得る方法

④個人情報保護する方法

⑤研究結果の研究協力者への開示

⑥その他（具体的に）

9. 研究により生じる可能性のある侵襲の種類、不利益、危険性等について記載すること

10. その他（各補助金などの対象である場合は名称の記載）

注意事項：審査申請書の記載に関しては、次の点に留意すること。

1. 各項目の記載は、できるだけ具体的にかつ詳細に行うこと。
2. 項目 7. 研究協力者（予定）の内容に関しては、人数、年齢等申請の時点で把握し得る限り詳細に記載すること。
3. 研究計画書があれば、それを添付することをもって項目 5. ～10. に代えることができる。

(様式第 2 号)

趣旨説明書

(研究の目的、意義、倫理的配慮等を明確に記すこと。質問紙調査の場合には、原票も添付すること。)

(様式第3号)

研究協力者同意書（雛型 1）

宮崎大学教育学部長 殿
(宮崎大学大学院教育学研究科長)

研究課題名：

研究責任者：所属 職名 氏名

私は、宮崎大学教育学部（大学院教育学研究科）における上記の研究について十分な説明を受け了承しましたので、研究協力者となることを同意いたします。

年 月 日

本人現住所：
電 話：
氏 名： 自署又は押印

後見人として、上記について同意します。（後見人を必要とする場合に記入）

現住所：
電 話：
氏 名： 自署又は押印

(様式第3号)

研究協力者同意書（雛型2）

宮崎大学教育学部長 殿
(宮崎大学大学院教育学研究科長)

研究課題名：

研究責任者：所属 職名 氏名

私は、宮崎大学教育学部（大学院教育学研究科）における上記の研究について十分な説明を受け了承しましたので、研究協力者となることを同意いたします。

年 月 日

本人現住所：
電 話：
氏 名： 自署又は押印

協力者
16 歳未満の場合
保護者氏名： 自署又は押印

(様式第3号)

研究協力者同意書（雛型 3）

宮崎大学教育学部長 殿
(宮崎大学大学院教育学研究科長)

研究課題名：

研究責任者：所属 職名 氏名

私は、宮崎大学教育学部（大学院教育学研究科）における上記の研究に協力するに当たって、以下の事項について十分な説明を受け了承しましたので、研究協力者となることを同意いたします。

説明を受け、理解した項目（□の中に自分で✓をつけてください）

- ☐ 本研究の目的、意義について
- ☐ 自由意志に基づく協力であること
- ☐ 本研究への協력에同意した場合でも、随時これを撤回できること
- ☐ 本研究への協력에同意しない場合、また協力を撤回しても、不利益を受けないこと
- ☐ 個人情報には十分に保護されていること
- ☐ 予期される危険性について
- ☐ 研究に協力することによる利益と不利益について
- ☐ 研究結果の学会報告・論文への利用について

年 月 日

住 所：

電話：

氏 名：

自署又は押印

(協力者が 16 歳未満の場合)

保護者氏名：

自署又は押印

(他大学等の場合は所属、本学学生の場合は学籍番号も記載する)

(様式第 4 号)

倫理審査結果通知書

研究責任者

年 月 日

号

殿

宮崎大学教育学部長
(宮崎大学大学院教育学研究科長)

印

年度第 回委員会（ 年 月 日開催）において、審査の結果、下記のとおり判定しましたので、通知いたします。

記

1. 受付番号	
2. 承認番号	受付番号－E－MMDD（承認日）
3. 研究課題名	
4. 研究責任者	所属 職名 氏名
5. 判定	承認 条件付き承認 変更の勧告 不承認
条件付き承認、変更の勧告、不承認の理由等	

(様式第 5 号)

受付番号

再審査申請書

年 月 日

宮崎大学教育学部長 殿
(宮崎大学大学院教育学研究科長)

申請者 所属
職名
氏名

宮崎大学教育学部・教育学研究科研究倫理委員会規程に基づき、下記のとおり再審査を申請いたします。

記

1. 研究課題名	
2. 研究責任者	所属 職名 氏名
3. 判定	条件付き承認 変更の勧告 不承認 審査結果通知受領日： 年 月 日
4. 再審査申請の理由	

(様式第 6 号)

研究計画変更申請書

年 月 日

宮崎大学教育学部長 殿
(宮崎大学大学院教育学研究科長)

申請者 所属
職名
氏名

研究倫理審査で承認された研究計画の変更について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 研究課題名	(承認番号)
2. 研究責任者	所属 職名 氏名
3. 変更の種類 (該当事項全て チェック)	① ☐ 共同研究者 ② ☐ 研究期間 ③ ☐ 研究体制 ④ ☐ 研究の対象となる者 ⑤ ☐ 上記①～④以外の変更【 】 (例) 標題の変更、誤記の修正、倫理指針遵守のための記載変更 等
添付書類 (変更に係る文 書は全て提出) ※計画書、説明 文書等の変更箇 所は赤字で示す こと	☐ 研究倫理申請書 (変更箇所は赤字で示すこと) ☐ 趣旨説明書 ☐ 研究協力者への説明文書 ☐ 研究協力者同意書 ☐ アンケート調査依頼書 ☐ アンケート ☐ その他【 】
変更に伴う 研究協力者へ の影響	

(様式第7号)

倫理審査結果通知書（変更）

研究責任者

年 月 日

号

殿

宮崎大学教育学部長
(宮崎大学大学院教育学研究科長)

印

年 月 日付けで変更申請のありました貴殿の研究計画について、 年度第 回
委員会（ 年 月 日開催）において、審査の結果、下記のとおり判定しまし
たので、通知いたします。

記

1. 研究課題名	(承認番号)		
2. 研究責任者	所属	職名	氏名
3. 審査結果 (承認であればその旨を、条件付き承認、変更の勧告、不承認の場合は理由等を記載)			

資料 10 実習施設一覧

分野		実習先	住所	受入科目	受入可能 人数	交通手段・移動時間
保健医療	1	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎市清武町木原5200	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	6 6	徒歩
保健医療	2	独立行政法人国立病院機構宮崎東病院	宮崎県宮崎市田吉4374-1	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	6 6	車約20分
保健医療	3	宮崎県立こども療育センター	宮崎県宮崎市清武町4257-8	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	1 1	車約5分
保健医療	4	宮崎市総合発達支援センター	宮崎県宮崎市新別府町久保田657-4	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	6 6	車約35分
保健医療	5	医療法人ハートピアみよしクリニック	宮崎県宮崎市江平中町6-17	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	2 2	車約30分
保健医療	6	宮崎県精神保健福祉センター	宮崎県宮崎市霧島1丁目1-2	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	6 6	車約30分
福祉	7	宮崎県(中央・延岡・都城)発達障害者支援センター	宮崎県宮崎市清武町木原4257-7 宮崎県延岡市櫛津町3427-4 宮崎県都城市都原町7171	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約5分 車約1時間30分／電車約2時間30分 車約40分／電車約1時間50分
福祉	8	宮崎県中央福祉こどもセンター(宮崎県中央児童相談所)	宮崎県宮崎市霧島1丁目1-2	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約30分
福祉	9	一般社団法人 誠樹会 放課後等デイサービス 大地	宮崎県宮崎市大工3丁目342 2F	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約25分
福祉	10	一般社団法人STEP UP 就労継続支援A型 CoCoRo事業所	宮崎県宮崎市大工3丁目342 2F	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約25分
教育	11	宮崎大学教育学部附属幼稚園	宮崎県宮崎市船塚1-1	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約30分
教育	12	宮崎大学教育学部附属小学校	宮崎県宮崎市花殿町7-49	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約30分
教育	13	宮崎大学教育学部附属中学校	宮崎県宮崎市花殿町7-67	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	12 12	車約30分
司法・犯罪	14	宮崎法務少年支援センター(宮崎少年鑑別所)	宮崎県宮崎市鶴島2丁目16-5	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪, 産 業・労働)	6	車約25分
司法・犯罪	15	公益社団法人みやざき被害者支援センター	宮崎県宮崎市旭1丁目2-2	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪, 産 業・労働)	6	車約25分
司法・犯罪	16	一般社団法人STEP UP 共同生活援助(グループホーム)・自立準備ホーム 【CoCoRoホーム】	宮崎市北高松町2-6	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪, 産 業・労働)	6	車約25分
産業・労働	17	みやざき障害者就業・生活支援センター	宮崎県宮崎市大淀4丁目6-28	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪, 産 業・労働)	6	車約20分

資料 11 実習受入承諾書

資料 12-1 標準修業年限 2 年間の場合の時間割（案）

※ 科目名の後ろにある数字は単位数を表す

※ 社会人学生の状況や履修状況に合わせて配当時間を変更する場合がある

1年前期		月		火		水		木		金	
1・2時限	8：40～ 10：10					集中講義・実習・特別研究					
3・4時限	10：30～ 12：00										
5・6時限	13：00～ 14：30	心理的アセスメントに関する理論と実践② ＊教育学研究科との合同	木花			心理実践実習ⅠB（教育・福祉）② ＊教育学研究科との合同	木花 （事前・事後指導）				
7・8時限	14：50～ 16：20			教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ② ＊教育学研究科との合同	木花	心理実践実習ⅠD（司法・犯罪、産業・労働）通年①	清武 （事前・事後指導）				
9・10時限	16：40～ 18：10	心理実践実習ⅠA（基礎実習）通年①	清武								
11・12時限	18：20～ 19：50	臨床倫理実践論② ＊研究科共通科目	清武	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ②	木花						
13・14時限	20：00～ 21：30	健康科学研究方法論② ＊研究科共通科目	清武								
1年後期		月		火		水		木		金	
1・2時限	8：40～ 10：10					集中講義・実習・特別研究					
3・4時限	10：30～ 12：00	福祉分野に関する理論と支援の展開②	木花								
5・6時限	13：00～ 14：30					心理実践実習ⅠC（保健医療）②	清武 （事前・事後指導）				
7・8時限	14：50～ 16：20	心理支援に関する理論と実践②	木花	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ②	清武	心理実践実習ⅠD（司法・犯罪、産業・労働）通年①	清武 （事前・事後指導）				
9・10時限	16：40～ 18：10	心の健康教育に関する理論と実践②	木花	心理実践実習ⅠA（基礎実習）通年①	清武	心理科学特別研究Ⅰ②	指導教員と調整・設定				
11・12時限	18：20～ 19：50	産業・労働分野に関する理論と支援の展開② ＊看護学専攻の選択科目	木花								
13・14時限	20：00～ 21：30										
2年前期		月		火		水		木		金	
1・2時限	8：40～ 10：10					集中講義・実習・特別研究					
3・4時限	10：30～ 12：00										
5・6時限	13：00～ 14：30					司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開②	木花				
7・8時限	14：50～ 16：20					心理実践実習ⅡC（保健医療）②	清武 （事前・事後指導）				
9・10時限	16：40～ 18：10	心理実践実習ⅡA（GSV・ケースカンファレンス実習）通年① ＊医学科との合同	清武	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践② ＊教育学研究科との合同	木花	心理科学特別研究Ⅱ通年③	指導教員と調整・設定				
11・12時限	18：20～ 19：50			教育分野に関する理論と支援の展開Ⅱ②	木花						
13・14時限	20：00～ 21：30										
2年後期		月		火		水		木		金	
1・2時限	8：40～ 10：10					集中講義・実習・特別研究					
3・4時限	10：30～ 12：00										
5・6時限	13：00～ 14：30					心理実践実習ⅡB（教育・福祉）① ＊教育学研究科との合同	木花 （事前・事後指導）				
7・8時限	14：50～ 16：20					心理科学特別研究Ⅱ通年④	指導教員と調整・設定				
9・10時限	16：40～ 18：10			心理実践実習ⅡA（GSV・ケースカンファレンス実習）通年① ＊医学科との合同	清武						
11・12時限	18：20～ 19：50										
13・14時限	20：00～ 21：30										

資料 12-2 長期履修 4 年間の場合の時間割 (案)

※ 科目名の後ろにある数字は単位数を表す

※ 社会人学生の状況や履修状況に合わせて配当時間を変更する場合があります

1年前期		月		火		水		木		金	
1・2時限	8:40～ 10:10										
3・4時限	10:30～ 12:00										
5・6時限	13:00～ 14:30										
7・8時限	14:50～ 16:20										
9・10時限	16:40～ 18:10										
11・12時限	18:20～ 19:50	臨床倫理実践論② ＊研究科共通科目	清武	保健医療分野に関する 理論と支援の展開Ⅰ②	木花						
13・14時限	20:00～ 21:30	健康科学研究方法論② ＊研究科共通科目	清武								

[illegible]

2 年前期		月		火		水		木		金							
1・2時限	8：40～ 10：10					集中講義・実習・特別研究 <table><tr><td>司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開②</td><td>木花</td></tr><tr><td>心理実践実習ⅠB（教育・福祉）③ ＊教育学研究科との合同</td><td>木花 （事前・事後指導）</td></tr><tr><td>心理実践実習ⅠD（司法・犯罪、産業、労働）通年④</td><td>清武 （事前・事後指導）</td></tr></table>						司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開②	木花	心理実践実習ⅠB（教育・福祉）③ ＊教育学研究科との合同	木花 （事前・事後指導）	心理実践実習ⅠD（司法・犯罪、産業、労働）通年④	清武 （事前・事後指導）
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開②	木花																
心理実践実習ⅠB（教育・福祉）③ ＊教育学研究科との合同	木花 （事前・事後指導）																
心理実践実習ⅠD（司法・犯罪、産業、労働）通年④	清武 （事前・事後指導）																
3・4時限	10：30～ 12：00																
5・6時限	13：00～ 14：30	心理的アセスメントに関する理論と実践② ＊教育学研究科との合同	木花														
7・8時限	14：50～ 16：20		教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ② ＊教育学研究科との合同	木花													
9・10時限	16：40～ 18：10	心理実践実習ⅠA（基礎実習）通年①	清武														
11・12時限	18：20～ 19：50																
13・14時限	20：00～ 21：30																

2年後期		月		火		水	木	金
1・2時限	8：40～ 10：10					集中講義・実習・特別研究 心理実践実習ⅠC(保健医療)② 清武 (事前・事後指導) 心理実践実習ⅠD(司法・犯罪、産業・労働)通年① 清武 (事前・事後指導)		
3・4時限	10：30～ 12：00							
5・6時限	13：00～ 14：30							
7・8時限	14：50～ 16：20		保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ②	清武				
9・10時限	16：40～ 18：10		心理実践実習ⅠA(基礎実習)通年①	清武				
11・12時限	18：20～ 19：50	産業・労働分野に関する理論と支援の展開② ※看護学専攻の選択科目	木花					
13・14時限	20：00～ 21：30							

3 年前期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理実践実習ⅡC(保健医療)② 清武 (事前・事後指導)		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10	心理実践実習ⅡA (GSV・ケースカンファ レンス実習)通年① *医学科との合同	清武	家族関係・集団・地域社 会における心理支援に関 する理論と実践② *教育学研究科との合同	木花			
11・12時限	18:20～ 19:50			教育分野に関する理論 と支援の展開Ⅱ②	木花			
13・14時限	20:00～ 21:30							

3 年後期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)① 木花 (事前・事後指導) 心理科学特別研究Ⅰ② 指導教員と 調整・設定		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10			心理実践実習ⅡA (GSV・ケースカンファ レンス実習)通年① *医学科との合同	清武			
11・12時限	18:20～ 19:50							
13・14時限	20:00～ 21:30							

4 年前期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理科学特別研究Ⅱ通年④ 指導教員と 調整・設定		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10							
11・12時限	18:20～ 19:50							
13・14時限	20:00～ 21:30							

4 年後期		月		火		水	木	金
1・2時限	8:40～ 10:10					集中講義・実習・特別研究 心理科学特別研究Ⅱ通年④ 指導教員と 調整・設定		
3・4時限	10:30～ 12:00							
5・6時限	13:00～ 14:30							
7・8時限	14:50～ 16:20							
9・10時限	16:40～ 18:10							
11・12時限	18:20～ 19:50							
13・14時限	20:00～ 21:30							

資料 13 国立大学法人宮崎大学職員就業規則

○国立大学法人宮崎大学職員就業規則

平成 16 年 4 月 1 日

制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この就業規則（以下「本規則」という。）は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定により、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 本規則において「職員」とは、常時本法人に勤務する教育職員、事務職員、技術職員、技能・労務職員、教務職員、看護職員及び医療職員をいう。

2 本規則において「諸規則」とは、国立大学法人宮崎大学学内規則等の基準に関する規程及び国立大学法人宮崎大学学内規則等の基準に関する規程実施細則に基づき定められた規則等をいう。

3 本法人が雇用の期間を定めて雇用する職員、第 21 条の規定により再雇用された職員、その他第 1 項に掲げる職員以外の就業に関する事項については、別に定める。

(権限の委任)

第 3 条 学長は、本規則に規定する権限の一部を学長が指定する者に委任することができる。

(法令との関係)

第 4 条 本規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第 5 条 本法人及び職員は、それぞれの立場で法令及び諸規則を遵守し、その職務を誠実に遂行しなければならない。

第 2 章 採用・退職等

第 1 節 採用

(採用)

第 6 条 職員の採用は、国立大学法人宮崎大学職員採用・退職規程（以下「職員採用・退職規程」という。）に基づく選考による。

(労働条件の明示)

第 7 条 学長は職員の採用に際し、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 給与に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項並びに就業の場所及び従事する業務の変更の範囲

- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇並びに交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
（提出書類）

第8条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本法人の職員となった者については、その一部を省略することができる。

- (1) 入職誓約書
- (2) 履歴書
- (3) 資格に関する証明書
- (4) 住民票記載事項の証明書
- (5) 扶養親族等に関する書類
- (6) その他学長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに、学長に届け出なければならない。

（試用期間）

第9条 職員として採用された者には、採用の日から6箇月間の試用期間を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本法人の職員となった者については、この限りではない。

2 試用期間中に職員として、あるいは試用期間終了時、正規の職員とするに学長が不適当と認めたときは、解雇することがある。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

（昇任）

第10条 職員の昇任については、その職員の勤務実績等に基づいて職員採用・退職規程の定めるところにより行う。

（降任）

第11条 職員が次のいずれかに該当するときには、職員採用・退職規程の定めるところにより降任することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 本規則の定めるところによる懲戒処分を受けた場合
- (3) 負傷又は疾病により勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) 管理職勤務上限年齢に達した場合
- (5) その他、職務に対する必要な適格性を欠く場合

第3節 異動

(異動等)

第 12 条 学長は、業務上の必要により職員に異動（配置転換、転勤、出向）を命じ、又は担当業務以外の業務を行わせることがある。

2 前項に規定する異動等（移籍出向の場合を除く。）を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 職員の出向について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員出向規程に定める。

(クロスアポイントメント制度)

第 12 条の 2 学長は、本学教育職員又は本学以外他機関の職員を、本学及び他機関の双方の身分を有し本学及び他機関の業務を行うことについて協定を締結した上で、在籍出向をさせ、又は採用することができる。

2 クロスアポイントメント制度に関する事項は、別に定める。

(赴任)

第 13 条 赴任の命令を受けた職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、定められた期間内に新任地に赴任できない場合は、新任地の上司の承認を得なければならない。

(1) 住居移転を伴わない赴任の場合 即日

(2) 住居移転を伴う赴任の場合 7 日以内

第 4 節 休職

(休職)

第 14 条 職員が次のいずれかに該当するときは、これを休職とする。

(1) 国立大学法人宮崎大学に勤務する職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「労働時間・休暇等規程」という。）第 22 条第 1 項の特定病気休暇が連続して 90 日を超える場合（同条第 3 項及び第 4 項の特定病気休暇が連続しているものとみなす期間及び特定病気休暇を使用した日とみなす日を含む。）

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合

(3) 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(4) 学校、研究所、病院等の公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員休職規程に定める。

(休職の期間等)

第 15 条 前条第 1 項各号に掲げる事由による休職の期間（第 2 号に掲げる事由による休職の期間を除く。）は、3 年を超えることができない。この場合において、休職の期間が 3 年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。

(復職)

第16条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、速やかに復職させるものとする。ただし、第14条第1項第1号の規定により休職した職員については、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り復職させるものとする。この場合、医師について学長が指定することがある。

- 2 休職の期間が満了したときは、復職するものとする。ただし、第18条第4号に該当する場合は、この限りではない。

- 3 前2項の場合は、原則として休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(再休職)

第17条 第14条第1項第1号の規定により休職した職員が、復職後3月以内に再び同一傷病により休暇を要する場合には、病気休暇期間を経ずに休職とし、前の休職期間と通算する。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第18条 職員は、次のいずれかに該当するときは退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て学長から承認された場合、又は文書による願い出の提出後30日を経過した場合
- (2) 定年(第20条第2項に定める定年)に達した場合
- (3) 学長の命に職員が同意し、移籍出向する場合
- (4) 第15条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- (5) 本法人の専任の役員に就任した場合
- (6) 死亡した場合
- (7) 30日を超えて生死不明又は所在不明となり、主たる生計を共にする家族が同意した場合

(自己都合による退職手続)

第19条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。

- 2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従前の職務に従事しなければならない。

(定年)

第20条 職員の定年は、年齢65年とする。

- 2 定年による退職の日(以下「定年退職日」という。)は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(再雇用)

第 21 条 専任の教授、准教授、講師、助教及び助手を除く職員のうち、年齢 60 年に達した日以降の属する事業会計年度の末日に第 18 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により退職した者で、再雇用を希望する者について、1 年を超えない範囲内で雇用期間を定め、採用することができる。

2 前項の対象となる職員の範囲、その他就業に関して必要な事項は、国立大学法人宮崎大学再雇用職員就業規則の定めるところによる。

3 再就職した者（国立大学法人宮崎大学における役職員の退職管理に関する規程第 4 条第 1 項第 1 号に規定する再就職者をいう。）は、職員又は役員に同項各号に規定する要求又は依頼をしてはならない。

（解雇）

第 22 条 学長は、職員が次のいずれかに該当するときには、解雇することができる。

(1) 禁固以上の刑に処せられた場合

(2) 勤務実績が著しく不良の場合

(3) 負傷又は疾病により業務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(4) 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(5) 組織の改廃等により、職員の減員が必要となった場合

(6) 外部資金の受入終了、プロジェクト等の業務の完了等の事由により、従事している業務を終了せざるを得ない場合。ただし、個別の労働契約書により従事する業務の内容を当該プロジェクト等の業務に限定した職員に限る。

(7) 天災事変その他やむを得ない事情により、本法人の事業継続が不可能となった場合

2 職員の解雇について必要な事項は、「職員採用・退職規程」に定める。

（解雇制限）

第 23 条 本規則の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において、療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払う場合（打切補償を支払ったとみなされる場合を含む。）は、この限りではない。

(1) 業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のため休業する期間及びその後 30 日間

(2) 産前産後の女性職員が、労働時間・休暇等規程第 24 条別表 6 第 6 号及び第 7 号の規定により休業する期間及びその後 30 日間

（解雇予告）

第 24 条 第 22 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の 30 日分の解雇予告手当を支払う。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために、事業の継続が不可能となった場合、又は、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合であって、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りではない。

2 第 9 条第 2 項の規定により、試用期間中の職員を解雇する場合においても前項を準用

する。ただし、採用後 14 日以内の職員を解雇する場合は、この限りではない。

(退職時等の責務)

第 25 条 退職した者又は解雇された者は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。

2 退職する者又は解雇される者は、本法人からの貸与物等を返還するとともに、本法人に債務がある場合には、退職の日又は解雇の日までに完済しなければならない。

3 再就職した者（国立大学法人宮崎大学における役職員の退職管理に関する規程第 4 条第 1 項第 1 号に規定する再就職者をいう。）は、職員又は役員に同項各号に規定する要求又は依頼をしてはならない。

(退職時等の証明)

第 26 条 労基法第 22 条に定める退職等証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

第 3 章 給与

(給与)

第 27 条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員給与規程に定める。

第 4 章 評価

(勤務実績の評価)

第 28 条 学長は、定期的に職員の勤務実績の評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講ずるものとする。

第 5 章 服務

(誠実義務)

第 29 条 職員は、職務上の責務を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、上司の指示に従い、本法人の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第 30 条 職員は、本規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第 31 条 職員は、次に掲げる期間は、職務専念義務を免除される。

- (1) 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）第 12 条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- (3) 均等法第 13 条の規定に基づき、通勤緩和、休憩及び休業により勤務しないことを承認された期間
- (4) 勤務期間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間

- (5) 勤務期間内のレクリエーションへの参加を承認された期間
- (6) その他必要と認められる期間

2 職務専念義務免除の承認手続きその他必要な事項については、労働時間・休暇等規程に定める。

(遵守事項)

第 32 条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 正当な理由なく欠勤するなど勤務を怠らないこと。
- (2) 職場の内外を問わず、本法人の名誉又は信用を傷つけないこと。
- (3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用しないこと。
- (5) 本法人の敷地及び施設内（以下「学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- (6) 学内で、教育、研究等に多大な影響を及ぼすおそれのある政治的活動、宗教活動、放送、宣伝、集会又は文書画の配付・回覧・掲示その他これに準ずる行為を行わないこと。
- (7) 許可なく、学内で営利を目的として金品の貸借又は物品の売買を行わないこと。

(職員の倫理)

第 33 条 職員の職務に係る倫理については、国立大学法人宮崎大学職員倫理規程に定める。

(ハラスメントの防止等)

第 34 条 職員は、いかなるハラスメント及び人権侵害も行ってはならず、常にこれらの防止に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、国立大学法人宮崎大学ハラスメント等の防止・対策に関する指針に基づき、国立大学法人宮崎大学ハラスメント等の防止・対策に関する規程に定める。

(入構禁止又は学外退去)

第 35 条 学長は、職員が次のいずれかに該当するときは、学内への入構を禁止し、又は学外へ退去させることがある。

- (1) 職場の風紀秩序を乱し、又はその恐れのある場合
- (2) 火器、凶器等の危険物を所持している場合
- (3) 衛生上有害と認められる場合
- (4) 口蹄疫の発生国から帰国しダウンタイムの期間内にある場合
- (5) その他、前各号のほか就業に不都合と認められる場合

2 前項第 1 号から第 3 号若しくは第 5 号の規定により入構を禁止され、又は学外へ退去させられ勤務しなかった場合は、欠勤として取り扱うものとし、給与は支払わない。

(兼業の制限)

第 36 条 職員は、許可を受けた場合でなければ、本務以外の業務に従事してはならない。

2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める。

第6章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第37条 職員の労働時間、休日及び休暇等について必要な事項は、労働時間・休暇等規程に定める。

(在宅勤務)

第37条の2 職員は、学長の許可を受けた場合、在宅勤務を行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、学長は、業務上必要がある場合には、職員に在宅勤務を命ずることができる。

3 職員の在宅勤務について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員の在宅勤務の実施に関する規程に定める。

(育児休業等)

第38条 職員は、3歳に満たない子を養育するため必要があるときは、学長に申し出ることにより育児休業をすることができる。

2 育児休業をすることができる職員の範囲その他必要な事項については、国立大学法人宮崎大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

(介護休業等)

第39条 職員のうち必要がある者は、学長に申し出ることにより介護休業をすることができる。

2 介護休業をすることができる職員の範囲その他必要な事項については、国立大学法人宮崎大学職員の介護休業等に関する規程に定める。

(自己啓発等休業)

第39条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員は、大学等における修学又は国際貢献活動のために休業を請求し、学長が業務の運営に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業をすることができる。

2 自己啓発等休業について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員自己啓発等休業規程に定める。

(配偶者同行休業)

第39条の3 職員は、学長が業務の運営に支障がないと認めるときは、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために休業（以下「配偶者同行休業」という。）をすることができる。

2 配偶者同行休業について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員の配偶者同行休業に関する規程に定める。

第7章 職員研修

(職員研修)

第40条 職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 学長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。
- 3 教育職員は、授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 4 教育職員は、学長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。
- 5 研修について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学の職員研修に関する規程に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第41条 学長は、職員が、次のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為があった場合
- (2) 業務上、特に顕著な功績があった場合
- (3) 永年勤続し、勤務実績が良好であった場合
- (4) その他表彰に値する場合

2 職員の表彰について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員表彰規程に定める。

(懲戒)

第42条 学長は、職員が、次のいずれかに該当するときは、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合
- (2) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えた場合
- (3) 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
- (4) 重大な経歴詐称をした場合
- (5) 法令、本規則その他本法人の定める諸規則に違反した場合
- (6) 前各号に準ずる行為があった場合

2 職員の懲戒について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に定める。

(懲戒の種類)

第43条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を一部減額する。ただし、減給額は1事案について平均賃金の1日分の半額、数事案に及ぶ場合も総額は1給与支払期間の給与総額の10分の1を超えないものとする。
- (3) 停職 始末書を提出させるほか、12月間を限度として出勤を停止し、職務に従事せず、その間の給与は支給しない。
- (4) 降任 始末書を提出させるほか、現在就いている役職より下位の役職へ就ける。
- (5) 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合は、懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

(訓告等)

第 44 条 前条に関わる懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又はその者に注意を喚起する文書等により行う。

(損害賠償)

第 45 条 職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第 9 章 安全衛生

(安全及び衛生管理)

第 46 条 本法人における職員の安全及び衛生管理について必要な事項は、「国立大学法人宮崎大学職員安全衛生管理規程」に定める。

(就業禁止)

第 46 条の 2 学長は、職員が次のいずれかに該当するときは、その就業を禁止することがある。

- (1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある場合
- (2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある場合
- (3) 前 2 号に準ずる場合

2 学長は、前項の規定により就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(妊産婦職員の保護)

第 47 条 妊娠中又は出産後 1 年を経過しない職員（以下「妊産婦職員」という。）が請求した場合は、時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務をさせてはならない。

2 妊産婦職員の勤務制限について必要な事項は、労働時間・休暇等規程に定める。

第 10 章 知的財産

(知的財産等)

第 48 条 職員が、本法人において業務として行った発明その他に対する知的財産等の取扱いについては、別に定める。

第 11 章 出張

(出張)

第 49 条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張が終了したときは、速やかに、上司に報告書を提出しなければならない。

(旅費)

第 50 条 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員等旅費規程に定める。

第 12 章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第 51 条 職員の宿舍利用については、国家公務員宿舍法（昭和 24 年法律第 117 号）及び国家公務員宿舍法施行令（昭和 33 年政令第 341 号）の定めるところによる。

- 2 本法人が所管する宿舍について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員宿舍規程に定める。

第 13 章 共済

(共済)

- 第 52 条 職員の共済については、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）の定めるところによる。

第 14 章 災害補償

(業務上の災害補償)

- 第 53 条 職員が業務上の災害を被った場合の補償については、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（以下「労災法」という。）の定めるところによる。

(通勤途上の災害補償)

- 第 54 条 職員が通勤途上に災害を被った場合の給付等については、労災法の定めるところによる。

第 15 章 退職手当

(退職手当)

- 第 55 条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員退職手当規程に定める。

第 16 章 その他

(苦情処理)

- 第 56 条 労働条件等に関する職員の苦情を迅速かつ公正に処理するために、本法人に苦情処理制度を設ける。

- 2 苦情処理制度に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日に国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 79 条の規定により休職の発令がされている職員については、当該発令されていた休職期間を本規則の第 15 条規定による休職期間に通算されるものとする。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日の宮崎大学地域資源創成学部の設置に伴い、同学部の教授として在職する者で同学部が完成する平成 32 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者については、同条第 2 項の規定は適用しない。
- 4 前項の規定を適用された者は、平成 32 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日の宮崎大学大学院農学工学総合研究科の設置に伴い、同研究科の専任の教授として採用された者及び同研究科の専任の教授として在職する者で同研究科が完成する平成 22 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者については、第 20 条の規定は適用しない。
- 3 前項の規定を適用された者は、平成 22 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日の宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科の設置に伴い、同研究科の担当の教授として在職する者で同研究科が完成する平成 26 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者については、第 20 条第 2 項の規定は適用しない。
- 3 前項の規定を適用された者は、平成 26 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日の宮崎大学大学院地域資源創成学研究科の設置に伴い、地域資源創成学部の教授として在職する者で同研究科が完成する令和 4 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者については、同条第 2 項の規定は適用しない。
- 3 前項の規定を適用された者は、令和 4 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。

(定年の段階的引き上げに係る経過措置)

- 2 専任の教授、准教授、講師、助教及び助手を除く職員のうち、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 20 条第 1 項の規定の適用については、同項中「65 年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる年齢とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日	64 年

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 22 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。